



TITLE:

<論文>「被害者」否定言説の再考--
韓国のフィリピン人女性「エンター
テイナー」の人身取引事例を中心
に

AUTHOR(S):

辻本, 登志子

CITATION:

辻本, 登志子. <論文>「被害者」否定言説の再考-- 韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引事例を中心に. コンタクト・ゾーン 2018, 10(2018): 2-40

ISSUE DATE:

2018-06-30

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/232956>

RIGHT:

「被害者」 否定言説の再考

— 韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引事例 を中心に

辻本登志子

<要旨>

本稿は人文社会学分野において広く援用されてきた「エージェント」／「被害者」の二元論や「被害者」を否定する言説が、人身取引研究においても支配的であることに注目する。そしてこの言説を、「被害者」の自己責任を問う新自由主義と親和的であるとする批判的論考 [McLeer 1998; Dahl 2009; Wilson 2011; Stringer 2014] に依拠し、韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引事例から、これまでの「被害者」否定言説を再検討する。

まず「被害者」を否定する言説は、人身取引をいかに個人の「エージェンシー」や NGO の温情主義の問題にすり替え、「脱政治化」 [Stringer 2014] してきたのか検討する。そしてフィリピン人女性「エンターテイナー」の「エージェンシー」や「労働権」が、法制度上及び業主の管理統制によって剥奪されてきたにも関わらず、実体の伴わない「エージェンシー」が偽装されていることを明らかにする。さらに各種搾取や人身取引の「被害者」ではなく、かの女らが業主の「共犯者」や出入国管理法違反の「犯罪者」として強制送還されてきた事実を指摘する。

本稿では、韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の「被害者性」を否定し「エージェンシー」を称揚する言説が被害を社会に告発していく道を遮断し、結果的に強制送還などの「二次被害」 [Stringer 2014] の助長に関与してきたことを指摘する。一方で被害を告発する被害者の「エージェンシー」に注目することにより、これまで「可哀そう」で「受け身」という皮相的な概念で語られてきた人身取引の「被害者」領域を再考し、「被害者」の地位は剥奪された移住労働の権利を求める「エージェント」としての立場と何ら矛盾しないことを明らかにする。

キーワード：人身取引, エージェント, 被害者, 芸術興行ビザ, 韓国, フィリピン人女性「エンターテイナー」

TSUJIMOTO Toshiko 青山学院女子短期大学現代教養学科国際専攻 kamatis818@gmail.com

1 序論

本稿の目的は、韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」¹の人身取引をめぐる事例研究を通して、「エージェント」の対極に位置付けられてきた「被害者」について再考するものである。この目的のために筆者はまず、近年人文社会学分野において広く援用されてきた「エージェント」／「被害者」二元論における、「被害者」否定言説に対する批判的論考を参照する [McLeer 1998; Dahl 2009; Wilson 2011; Stringer 2014]。

「エージェント」を称揚し「被害者」を否定する言説は、被害の原因を社会構造ではなく個人の能力や努力の欠如に求め、被害者の自己責任を問う新自由主義と親和的であるとされる [Dahl 2009; Wilson 2011; Stringer 2014]。Gudrun Dahl は「エージェント」や「被害者」とは「境遇によって、あるいは関係性によって定義されるというよりも、個人を特徴づける本質」 [Dahl 2009: 397] と理解し、被害は「エージェンシー」を発揮し得ない「被害者」の責任に転嫁される傾向があると説明する [Dahl 2009; Stringer 2014]。

「エージェント」の対極に位置付けられた「被害者」を、「可哀そう」で「受け身」な存在と見なしそれを忌避する言説は [Stringer 2014]、人身取引の研究においても近年顕著になっている。本稿では人身取引被害が「非対称な力関係」 [稲葉 2008: 64] に位置付けられるのではなく、個人の「エージェンシー」や NGO の「温情主義」の問題にすり替えられ [Stringer 2014]、当該課題の「脱政治化」 [Stringer 2014] が図られてきたことを論じる。

具体的には韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引事例から、「エージェント」／「被害者」二元論が「二次被害 (secondary victimization)」 [Stringer 2014] の助長と連動していることを論じる。ここで言う「二次被害」とは、「被害者性」が否定された上「エージェンシー」が「悪用」される [Shin 2015] 際に生じる、さらなる「被害」を意味する。

本稿では以下2点について明らかにする。まず1) 過去20年以上、芸術興行ビザ (E-6-2)²で韓国に入国したフィリピン人女性「エンターテイナー」が、法制度上労働者として

1 日本と同様にして [Parreñas 2011]、韓国でも歌やダンス等の舞台公演や芸能活動に従事する外国人は、「芸能人 (연예인)」 [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006] や「エンターテイナー」 [Cheng 2010] と称されている。本稿ではその中でも特に、歌手として来韓したフィリピン人女性に注目する。それは、「エンターテイナー」として来韓する外国人のうちフィリピン人は70パーセント以上を占め、その大多数が女性であるからだ [国家人権委員会 2014: 30]。本稿では括弧つきで「エンターテイナー」と記載し、この用語を暫定的に用いることとする。その理由は、研究対象であるフィリピン人女性の多くが、歌手という表向きの肩書とはかけ離れた、性的接触も含む接客業に従事していたためである。

2 1996年から韓国で芸能活動に従事する外国人「エンターテイナー」に対して芸術興行 (E-6) ビザが発給されたが、2004年にこのビザは活動の種類に応じて、さらに三つに細分化された。まず1) 営利活動としての「音楽・美術・文学等の芸術活動」やオーケストラ演奏等「専門的な芸術活動に従事する者」のための「芸術・芸能」 カテゴリー (E-6-1)、2) 「サッカーや野球・バスケットボール等のプロの運動選手」が運動競技に従事するための「運動」 カテゴリー (E-6-3)、そして3) 「ホテルや遊興施設において公演及び芸能活動に従事する者」のための「ホテル・興行」 カテゴリー (E-6-2) である [国家人権委員会 2014: 26]。本稿が対象としているフィリピン人女性「エンターテイナー」は、3) の E-6-2 ビザで入国しており、最長2年までの更新が可能である [国家人権委員会 2014: 26]。

の権利や「エージェンシー」を剥奪され、業主の管理統制の下、搾取と人身取引の被害者となってきたことを論じる。一方、2) 業主や捜査機関によって「エージェンシー」が偽装され、かの女らが業主の「共犯者」や出入国管理法違反の「犯罪者」として強制送還されてきた矛盾について論じる。

また「エージェント」／「被害者」二元論を乗り越えるために、被害について明らかにする「被害者」の「主体的位置 (subject position)」に注目し [McLeer 1998]、「可哀そう」で「受け身」であると皮相的に捉えられてきた「被害者」概念 [McLeer 1998; Stringer 2014] を再検討する。そして人身取引の被害者は移住労働の権利を放棄した人ではなく、被害を訴えることにより移住労働の権利を要求する「エージェント」でもあることを明らかにする。

2 先行研究の検討——「被害者」否定言説の再考

これまで多くの研究は女性に対する「被害者」ラベルを忌避し、それに代わる概念として「エージェント」に注目してきた。Dahl はポストモダニズムの影響を受けたフェミニズムの台頭の中で、「〔女性〕被害者ではなくエージェントである」という主張が1990年代のアメリカの人文社会学において顕著になったことを指摘しており [Dahl 2009: 391-392]、このような立場は“Agents not Victims (被害者ではなくエージェント)”論派 [Dahl 2009: 392; Stringer 2014] と呼ばれている。

西洋のフェミニストによって作り出された、植民地主義やローカルな家父長制の被害者という表象に抵抗するため、第三世界のフェミニストは「被害者」ラベルを拒否した [Wilson 2011]。そして女性の境遇を均質なものと見なさず、第三世界の女性たちが苦難に対処するために採用している、戦略の多様性に注目するよう訴えてきた [Dahl 2009: 401]。

一方 Rebecca Stringer は、「エージェント＝善 (good)」「被害者＝悪 (bad)」という二元的な構図は、個人が現実に対処するための行為に焦点を当てており、構造によってもたらされた被害は、「個人の責任」とする新自由主義と表裏一体であることを注意喚起する。さらに、社会問題を構造から「個人の責任」に転嫁させることにより、「被害者」否定言説は当該課題の「脱政治化 (depoliticization)」をもたらしてきたと指摘する [Stringer 2014]。

同様に Kalpana Wilson は、発展途上国の女性たちが経済的な困窮状態をサバイバルしているだけにも関わらず、まるでかの女らが自らの境遇を変革していくための、開発の「エージェント」であるかのように宣伝する国際 NGO キャンペーンを批判的に考察する。そして発展途上国の女性たちの「エージェンシー」を称揚する言説が、むしろかの女らを劣悪な境遇に追いやる政治体制や経済的搾取を隠蔽しているとする [Wilson 2011]。

ところが「被害者性」にスポットが当てられることにより、女性に対する国家の支配が正当化されることを危惧する論者は、その対抗策として「被害者」否定言説を支持する [Stringer 2014]。Stringer によればこの「被害者ではなくエージェント」論派は、社会的

弱者になりやすい女性を国家が保護することを「温情主義」と見なす傾向にあるという。そして女性が福祉国家の新たな家父長的秩序に組み込まれ、自らの境遇に働きかけることのできない「弱者」として貶められることを回避するために、「被害者」アイデンティティが積極的に否定されるようになったと説明している [Stringer 2014: 50]。

近年の人身取引の研究においても、「エージェント」と「被害者」は対比的に議論される傾向にあり、国家や NGO による問題への介入を「温情主義」と見なし、「被害者」を否定する言説が展開されてきた。これについて、次節で詳しく見ていくこととする。

2-1 人身取引研究における「被害者」否定言説と「脱政治性」

Rhacel Salazar Parreñas は、日本政府が主にフィリピン人女性「エンターテイナー」に発給してきた興行ビザが人身取引の温床になっているとアメリカ国務省から指摘を受けた後、2000年代半ばから同ビザ発給が厳格化されたことについて触れている [Parreñas 2011: 4]。その弊害として多くのフィリピン人女性が日本へ移住する機会を奪われ、かの女らの労働権が著しく侵害されてきたことを問題視する [Parreñas 2011: 267-273]。

同様に、実態に基づいていない国際社会における反人身取引キャンペーンが、移民女性に何の利益ももたらさず、国家や NGO による「温情主義」を強化しているだけに過ぎないとする主張が展開されてきた。例えば 2000 年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（以下略：人身取引議定書）」[山田 2016] が採択され、NGO には被害者支援のための基金が国際機関や政府から支給されるようになった。それに伴い NGO にとって人道的支援よりも、団体存続のための資金獲得が重要課題となり [Kempadoo 2012: xxv]、被害者のニーズや自主性を尊重しない支援の在り方が批判されてきた [Lisborg 2014]。

特に性産業を本質的に女性の性を搾取する場と見なし、そこで働く移民女性たちに人身取引の「被害者」というレッテルを貼り「保護」を盾に帰国させることにより、かの女らの多様なニーズを無視しているとする批判が展開されてきた [Parreñas 2011; Andrijasevic & Mai 2016]。よって「被害者」ラベルは「売春」を「人身取引」と混同させ、「セックスワーク＝労働」であるとする当事者の権利を奪うものとされてきた [Doezema 2005; Cheng 2010; Parreñas 2011; Kempadoo 2012; Andrijasevic & Mai 2016]。

大野聖良はこれまで繰り広げられてきた「人身取引」と「セックスワーク」をめぐる論争の中で、「女性のエージェンシーを強調することで、人身取引の実際の被害は言及されにくくなるという「<セックスワーク>論擁護派」の「政治性」を指摘する [大野 2010: 37]。そしてヒートアップする論争の中で、「どのような構造で〔人身取引は〕起こるのか」[大野 2010: 33] という問いが十分に検討されてこなかったとする。

筆者は「人身取引」と「セックスワーク」をめぐる論争の中で人身取引問題が矮小化され、その本質が看過されてきたという点で大野 [2010] に同意する。しかし筆者は論争の「政治性」よりも、人身取引そのものについての考察が置き去りにされてきたという「脱政治性」[Stringer 2014] をむしろ問いたい。

「人身取引」か、それとも「セックスワーク」か、という論争だけでなく、人身取引というイシューは、NGOの被害者に対する温情主義の問題にも回収されてきた。特にNGOの温情主義を問題視する論考において、政府から予算を獲得するためにNGOが被害者を利用しているかのようなバイアスが存在する [Agustin 2007; Cheng 2010; Yea 2015 参照]。

Julia O'Connell Davidson は Laura Maria Agustin の著書 *Sex at the Margins* [2007] の書評において、「他人を助けること」によってNGOやその他の社会団体が存在意義を見出しているとするAgustinの批判を粗雑としている [Davidson 2010: e3]。そして、反人身取引活動を行うNGOの内実は多様であり、温情主義だけでは説明できないと逆批判している [Davidson 2010: e3]。筆者はDavidsonのAgustinに対する逆批判と考えを同じくし、NGOを“Rescue Industry (救援産業)”と表現するAgustinの言説に人身取引を「脱政治化」するリスクを見る。

つまりNGOの活動を丁寧に検討することなく、それらがまるで政府の「サービス機関」のように被害者の「レスキュー」だけに注力し³、人身取引を恣意的に利用しているかのごとく印象付けが行われることにより、被害が相対化されることを危惧する。

さらに人身取引を個人の「エージェンシー」やNGOの温情主義の問題に回収すれば、なぜ人身取引の被害者は適切な法的地位や保護及び補償を得られないのか [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011] という課題は置き去りにされたままである。引き続き、韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引に関する代表的な先行研究から、「被害者」否定がもたらす当該課題の脱政治化や、NGOの「温情主義」をめぐる考察を進める。

2-2 韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」に関する先行研究の検討

人身取引議定書によれば人身取引とは、労働や性的搾取あるいは臓器の摘出などを目的に、誘拐や脅迫、そして詐欺や暴力をはじめ、当事者の脆弱性を利用した様々な強制行為を用い、人間を他者の管理支配下に置くことであると定義されている [山田 2016: 5]。そして、人を募集し移動させ第三者に引き渡すことによって、利益を得る行為であるともされている [山田 2016: 5]。人身取引議定書が示す人身取引の範囲は広く、誘拐・脅迫・詐欺・暴力・脆弱性の悪用等のうちいずれかの方法が用いられた場合でも、人身取引であると定義されている [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 316]。

この定義に従えば、誘拐や暴力はなくとも詐欺による募集や斡旋、そして脅迫及び脆弱性を利用した各種強制や搾取が行われてきたことから、韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の相当数が人身取引の被害者である可能性が高い。

1980年代後半から高度経済成長期を迎えた韓国では人件費が上昇し、それまでキャンパウンの米軍人を主な顧客とする遊興施設で働いていた韓国人女性が減少したことか

3 NGOが人身取引被害者の「レスキュー」を解決策と見なしておらず、それを活動の主眼に置いていないことは既に指摘されている [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 324]。

ら、施設経営者たちは深刻な人手不足に直面していた [ユ 2004: 55]。よって外国人専用遊興飲食施設経営者⁴の集まりである韓国特殊観光協議会が、移民女性を国内で雇用できるようにロビー活動を行った [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 41]。その結果、韓国法務部は 1996 年から芸術興行ビザ (E-6) を発給し、フィリピン・ロシア・ウズベキスタン・カザフスタン出身の女性たちが「エンターテイナー」として来韓し、キャンプタウンの外国人専用遊興飲食施設で働くようになった [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 68]。

1980 年代からキャンプタウンで働く韓国女性たちを支援してきた NGO であるドゥレバンとともに韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所は、詐欺行為を介した外国人女性の韓国への移住や外国人専用遊興飲食施設 (バーやクラブ) 経営者による営業ノルマや売春強要、そしてパスポート取り上げや外出の制限及び罰金について実態調査を行い、それらを告発してきた [韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所 2002; ドゥレバン 2004, 2007]。

また「エンターテイナー」としてキャンプタウンで働く移民女性たちの相当数が、「渡航費用」の名目で借金を背負わされ、経済的に脆弱な状況に置かれることにより性的搾取を受けていた⁵。例えば客は、女性からジュース一杯買うごとにかの女を隣に座らせ約 20 分間会話することができるが、女性たちには一月 300 杯以上のジュース販売ノルマが課せられ、それが達成できないときは、米兵との外出や店内の VIP ルームで性交及び性交類似行為が強要あるいは「同意を盾に強要 (consensually coerced)」されてきた [Yea 2006: 519]。

2003 年以降、女性 (家族) 部 [2003, 2011] や文化 (体育) 観光部 [IOM 国際移住機構との共同研究 2006]、そして国家人権委員会 [2014] から委託を受けた NGO 活動家と研究者が、上記のような移民女性の人身取引に関する実態調査に取り組んできた⁶。

一方、移民女性の人身取引を認めながらも、NGO の人身取引に対する告発に批判的な研究も登場した。これらは NGO が移民女性を無力な「被害者」と決めつけているとする。そして被害者を救出保護し帰国を促すだけでは、かの女らの切実な経済的ニーズに応えることはできず、移住労働の権利を中心に据えたアプローチが必要であることを主張してきた。

4 外国人専用遊興飲食施設とは、外国人客に酒類や食べ物を提供すると同時に、歌やダンスが観覧できる舞台が設置された事業体である。観光振興法によってその施設基準が定められており、規定のサイズの舞台や照明機能等を有していることが必須となる。営業を望む事業主は地方自治体に外国人専用遊興飲食店として許可を得た後、文化体育観光部の関連部署に届け出ることが義務付けられている。外国人専用遊興飲食施設には外国産酒類販売時の免税のほか、深夜営業許可の特恵が認められている [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 85-87]。

5 「渡航費用」は前払いではなく韓国での給与から天引きされるため、来韓後数か月間は給与がない状態に置かれる。店によってシステムの差異はあるが、給与がないしばらくの間、ジュース売り上げや客との外出によって受け取る手数料、そして業主から支給されるわずかばかりの食費 (1 週間 1 万ウォン程度、日本円で約 1000 円) と食料で過ごさなければならない [韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所 2002: 63; 国家人権委員会 2014: 132, 207]。

6 これらの実態調査は各政府機関から助成を受けて実施されたものであるが、それぞれの報告書に政府の立場を代弁するものではないことが明記されている。

例えば、Sealing Cheng は著書の *On the Move for Love* [2010] において、「エージェント」と「被害者」をフィリピン人女性「エンターテイナー」が置かれた複雑な境遇の中で理解し、これらを二者択一で捉えることに警告を発する。Cheng はフィリピン人「エンターテイナー」を「人身取引の被害者」として認識する、韓国及びフィリピンの NGO に対してとりわけ批判的である。Cheng は「被害者」言説には、フィリピン人女性たちが働くキャンプタウンのクラブを、性的搾取の場と見なすイデオロギーが浸透していることを指摘する。

Cheng は「エンターテイナー」として来韓したフィリピン人女性たちの「移住 (mobility)」に込めた多様な意味に注目し、クラブで知り合った米兵との恋愛関係を武器に必要な資源を獲得し、人生を切り開く女性たちの姿を丹念なエスノグラフィーによって描き出している。フィリピン人女性たちの韓国への移住には必ずしも経済的動機だけではなく、外国での経験や新しいパートナーとのロマンスへの期待が込められているとする。よってかの女らは人身取引の「被害者」であるだけでなく、「性愛的主体 (erotic subjects)」あるいは「欲望する主体 (desiring subjects)」でもあるとする [Cheng 2010]。

しかしながら Cheng は、フィリピン人女性「エンターテイナー」を「エージェント」／「被害者」のどちらかに囲い込むことを拒否しながらも、実際は「エージェンシー」の称揚に比重を置く。「被害者」については外部の支援を必要とする脆弱な存在というおごりな記述に留まっており、「エージェント」／「被害者」の二極化をむしろ際立たせている。

次に Sallie Yea の著書 *Trafficking Women in Korea* [2015] は、「人身取引」と「セックスワーク」をめぐるイデオロギー対立により、人身取引の実態そのものについて研究が立ち遅れていることを問題視する。Yea も韓国京畿道の東豆川市や平澤市にあるキャンプタウンでのエスノグラフィーを通して、フィリピン人女性「エンターテイナー」の移住経路やクラブでの就労について詳細に記している。Yea はフィリピン人女性と業主との非対称な関係を Cheng よりも注意深く検討しているが、NGO に対しては同様に批判的である。

Yea は韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の多くが人身取引の被害者であることを認めつつも、NGO 活動家がかの女らを支援が必要な「被害者」、あるいは自身に対する統制力を喪失した「性奴隷」として捉えていることを指摘する。

Yea はかの女らは人身取引の被害者でありながらも、未払給与を取り戻すために経営者を訴え、女性同士のネットワーク構築を通して問題に対処しているとする。Yea は、フィリピン人女性「エンターテイナー」の多くがクラブでの仕事について騙されたまま来韓したため、自ら進んでその仕事をしているわけではないとする。従って Cheng のように「セックスワーク」としてかの女らの労働を論じていないが、NGO による「性奴隷」という「扇動的」な主張が、女性たちの労働者としての性質を隠蔽しているとする [Yea 2015]。

Yea によるとフィリピン人女性たちの仕事とは、ストリップ・ダンスやポール・ダンス、そしてオーラル・セックスなどの多様な「性的サービス」の提供であり、「性行為」は一般的でないとする [Yea 2015: 14]。そしてかの女らの被害の実態は、「[外出の] 自

由の剥奪」や「仕事内容の詐称」そして「借金による拘束」であり、「性奴隷〔化〕(sex slaves)」ではなかったとする [Yea 2015: 41]。さらに女性たちは外出の制限や、「労働」に対する正当な対価が支払われなかったことを不服としていたため [Yea 2015: 51]、当該課題を「性的搾取」ではなく「労働搾取」としてアプローチすることを主張する [Yea 2015: 6]。

以上 Cheng [2010] と Yea [2015] は互いに若干主張の違いはありながらも、NGO が流布する「性奴隷」という常套句によって、女性たちの「エージェンシー」や労働権がかき消されてきたとする点で共通している。その他にも、フィリピン人女性「エンターテイナー」の「エージェンシー」に注目する研究が存在する [Lee 2006; 徐 2008, 2011; Choo 2013]。

2-3 韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」研究における「エージェント」／「被害者」言説分析

Cheng [2010] や Yea [2015] の研究では、フィリピン人女性「エンターテイナー」の「エージェンシー」について緻密な検討が加えられている反面、「被害者」理解が皮相的である。つまり「無力」で「受け身」という単純な説明に留まっている。

これらの研究が主張している「エージェント」とは、構造的な制約に働きかけることや支配者と対峙するようなものとして定義されているわけではない。そして Wilson が指摘するように「変化をもたらすことよりも、もっぱら生存戦略の文脈で用いられており、そして集団的というよりは個人的な文脈の中で」理解されている [Wilson 2011: 318]。つまり「エージェンシー」は、たいてい「エンターテイナー」個人の適応戦略である。

例えば客が女性を店外に連れ出す「バー・ファイン (bar fine = 罰金)」というシステムがある。これは業主が売春を斡旋する手段であり、客は「バー・ファイン」を支払うことで女性との時間を買ひ、女性にも一定の手数料が支給される [韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所 2002: 48]⁷。つまり「女性がクラブにいない間販売できる〔と見積もられる〕ジュース代金を前もって一括で〔客が代わりに〕払う」のである [ドゥレバン 2007: 37]。

一方、多くの研究は「バー・ファイン」が女性たちにとって業主からの「売春」の強要を意味せず、かの女らが「ボーイフレンド」と称される常連客と店からしばしば抜け出し、休息を得るための戦略であると説明する [Cheng 2010; 徐 2011; Choo 2013; Yea 2015]。

しかしたとえ女性たちにとって「バー・ファイン」が時に積極的な意味を持ちうるとしても、それが人の「所有」と「貸与」という人身取引の体を成している点や⁸、客が店

7 「バー・ファイン」の値段はクラブによってまちまちであるが、2002年当時の相場は200～300米ドルであったという。女性にはその30パーセント程度が支給されたという [韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所 2002: 48]。直近の情報によると、現在の「バー・ファイン」の相場は400～500米ドルであり、女性には120米ドル程度が支給されるという。

8 「バー・ファイン」が単純に「女性の時間を買う」ことに留まることなく業主による女性の「売買」であるとする理由は、フィリピン人女性の多くが普段店外で客と会うことを厳しく禁じられているからである。客との外出や「性行為」は全て店の収入に還元されるべきであるとされており、女性たちは店の売り上げのための「手段」や「道具」と見なされている。

に支払う代金の70パーセント以上が業主の手に渡るといふ不当性は否めない。クラブによってその強制度には濃淡があり、業主による管理がそれほど厳しくないクラブであれば女性が「バー・ファイン」を断ることや、外出を常連客（あるいは「ボーイフレンド」）にだけ限定することも可能かもしれないが、管理の厳しいクラブではそれも困難である。

実際、ジュース販売のノルマが果たせず、中間管理者の「ママサン」と呼ばれる韓国人女性から心理的プレッシャーを加えられ「バー・ファイン」を強要された事例や〔韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所2002: 60〕、客から「当然の対価」として「性行為」が要求されたというフィリピン人女性の証言も報告されている〔ドゥレバン2007: 37〕。

クラブの業主は、フィリピン人女性たちを韓国に招聘した契約上の雇用主である派遣業者に、毎月女性一人あたり110万ウォンから130万ウォン（日本円で約11万円から13万円）支払わなければならないため〔文化観光部・IOM国際移住機構2006: 55〕、女性たちに時に売春をも強要するという構造が存在する。よって戦略としての「バー・ファイン」の効力は女性を取り巻く環境に大きく左右されること、そしてそれが人身取引を下支えする一つのシステムであることから、「エージェンシー」だけで説明するには限界がある。

そもそも韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」を取り巻く境遇において、個人の「エージェンシー」を超越した構造的制約については〔稲葉2008〕、十分な注意が払われてこなかった。

例えばYea〔2015〕は「被害者」と「エージェント」との対比を、「性奴隷」と「移民労働者」と表現しているが、フィリピン人「エンターテイナー」の労働者としての権利を主張する以前に、まずその内実についての客観的な検討が欠如しており、なぜかの女らの労働権が否定され続けてきたのかについての考察が乏しい。すなわちジェンダーと人種及び階層によって極度に差別化された韓国における移民労働者受け入れ政策が〔Choo2016〕、フィリピン人女性「エンターテイナー」の「労働者」としての法的地位や「エージェンシー」の剥奪を促してきたという事実への、一歩踏み込んだ分析が抜け落ちている。

まず「雇用許可制」下で最低賃金法や労働基準法の適用を受け、制度上は国内労働者と同等の権利を有する主に製造業で働く多くの男性移民労働者と異なり、移民「エンターテイナー」は歌やダンスなどの「公演活動」に従事することだけを認められた「演者」に過ぎない。よって、移民「エンターテイナー」の管轄機関は雇用労働部ではなく、公演活動を監督審査する文化体育観光部とビザ発給を担当する法務部（出入国管理局）である⁹。

「エンターテイナー」を招聘し、外国人専用遊興飲食施設に派遣する業者（芸能プロダクションとも呼ばれる）の事業者登録監督は雇用労働部が担っている。一方「エンターテイナー」に対する未払給与や長時間労働、そして法定休日の剥奪等の労働基準法違反に対

9 観光ホテルや外国人専用遊興飲食施設における「エンターテイナー」による公演は、純粹な芸術公演というよりは「商品販売及び宣伝に付随する公演」であるため、1999年から準政府機関である「映像物格付け委員会」が文化体育観光部から委託を受け公演審査を行ってきた。「映像物格付け委員会」は「公演契約書」や「エンターテイナー」が国内において公演を行うだけの能力を持っているか否か審査し、審査に通過すると法務部に推薦され出入国管理局によってビザ発給という手順が踏まれる〔文化観光部・IOM国際移住機構2006: 174〕。

して、雇用労働部は何ら監視してこなかった [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 91-92]¹⁰。

フィリピン人女性と派遣業者が取り交わす「公演契約書」には、健康保険や労災保険への加入が明記されているにも関わらず、未だ多くの「エンターテイナー」が健康保険にさえ未加入のまま、個人で病院代や薬代を負担している状態である [女性部 2003; Yea 2015]¹¹。

さらに雇用主とトラブルが生じた場合、「エンターテイナー」が直接異議申し立てできる部署が存在しない。雇用許可制において移民労働者が職場から逃亡すると、雇用主によって「事業所無断離脱申告」が出入国管理局に提出され未登録滞在者となる。しかし労働者は逃亡の理由（給与未払等、主に雇用主側の過失）を雇用労働部傘下にある「労働部雇用安全センター」で弁明する機会が認められている [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 56]。

ところが「エンターテイナー」が逃亡し、招聘業者や店主によって「事業所無断離脱申告」が行われると、かの女らに逃亡理由の弁明や「離脱申告」へ異議申し立てを行う機会は与えられず、即座に未登録滞在者扱いとなる [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 56]¹²。

よって「エンターテイナー」は制度上「労働者」として保護を受けず、自らが被った不利益に対して不服申し立てする権利が存在しない。すなわち「エンターテイナー」は「労働権」はおろか、搾取に対して無防備な「無権利状態」に置かれてきたと言え、安全策の不在はかの女らの人身取引被害をむしろ助長することにもつながっている。

「エージェント」という言葉は研究者によって厳密に定義されてこなかったが、概ね所与の条件下でどのように行動するのが最善で適切であるかを知っているのは当事者であり [Choo 2013; Yea 2015]、可能な限りの選択と実践を行う人びと [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 322] 程度のニュアンスで説明されている。

しかし「エージェント」概念は最善の方法を知る当事者たちに任せて、事態をそのまま放置してもよいと都合よく解釈され、結局政府当局に悪用されてきた [Shin 2015]。韓国政府は無権利状態に置かれてきた「エンターテイナー」の状況を放置するとともに、人身

10 給与未払があった場合、「エンターテイナー」は最寄りの雇用労働部事務所を通して雇用主に未払給与を請求できるものの、この場合も公演契約書に記載された通りの130万ウォン（約13万円）ではなく実際に支給されていた40万ウォン（約4万円）が根拠にされることが多い。契約書通りに支払い勧告が行われた例もわずかに存在するが、「エンターテイナー」の場合実際に支払われていた給与額が効力を持つため、契約書が順守されることはほとんどないという（ソウル市内において、2016年11月29日元NGO活動家S氏への聞き取り）。

11 2016年から2017年まで筆者が韓国で出会ったフィリピン人女性「エンターテイナー」の全てが、健康保険に加入していなかった。

12 「事業所無断離脱申告」が業主によって行われると罰金が「エンターテイナー」に課せられ、それは事情に応じて減額されても決して免除されることはない（ソウル市内において、2017年9月11日元NGO活動家S氏への聞き取り）。またフィリピン人女性が店を逃亡後米軍人の結婚を選択した場合、「罰金」を清算しない限り駐留米軍の家族に与えられるA-3（SOFA）ビザに韓国国内で変更することができない。あるフィリピン人女性は、A-3ビザ申請の際に700万ウォン（日本円で約70万円）の罰金を払うよう出入国管理局に求められた [キム・ドンシン 2006: 13-14]。

取引の被害者である可能性を看過したまま、かの女らを「犯罪者」として強制送還してきた¹³。

Stringerは「被害者性」が「不当に否定された場合起こりうる元の損害に「付け加えられた」さらなる損害」を、「二次被害 (secondary victimization)」と呼んでいる [Stringer 2014: 13]。例えば業主がフィリピン人女性たちに客への性的サービスや売春を行うことを促せば、かの女らの意志に関わらず「仕事」として取り組まざるを得ない¹⁴。またかの女らがいかなる被害や搾取を受けていようとも、韓国で売春が違法とされている以上、かの女らは「犯罪者」と見なされる「二次被害」のリスクが存在する。

概して司法機関における「人身取引の被害者」の定義は偏狭であり、誰から見ても明白な「暴力」や「強制」及び「詐欺行為」が証明された場合のみ、「被害者」として認定する根強い「理想的な被害者 (ideal victims)」像が存在する [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011]。しかし就労という目的をもって移住した結果、人身取引に遭遇する例が多いため、「完全な人身取引の被害者」に当てはまるケースは稀である [Davidson 2006; Shin 2015]。

それにも関わらず、司法機関は被害者の「脆弱性の証拠よりも、主体性や自主性の証拠を探し出そうとする」 [Shin 2015: 790]。Yoon Jin Shinは韓国でも移民女性の「エージェンシー」は、司法機関によって被害者の「法的保護」を回避する手段として「悪用」されていると説く。そしてフィリピン人女性の「仕事」への積極的な関与は「被害を訴える資格を奪い、かの女らを処罰と強制出国の対象にしている」と指摘する [Shin 2015: 790]。

「被害者」が「犯罪者」にされている現実の中で、フィリピン人女性被害者たちの訴訟を支援してきた NGO 活動家 [パク 2010, 2013] や一部の研究者 [Shin 2015] による批判を除いて、警察や検察などの捜査機関や入国管理局等が、被害事実を隠匿及び矮小化してきたことへの批判は、NGOが「温情主義的である」 [Cheng 2010; Yea 2015] とする研究者の批判とは比較にならないほど軽微である。

筆者は人身取引問題において「被害者性」を否定することがむしろ、当事者の「エージェンシー」を下支えする法的地位や権利が剥奪されている現実を隠蔽し、結果的に被害者の二次被害を助長すると考える。つまり韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」が法制度上「エージェンシー」を剥奪されてきたことを批判的に検討せず、移住労働の権利について主張するだけでは、当該課題の脱政治化を促し、業主の「共犯者」として強制送還されるというさらなる犠牲をかの女らに負わせることになる。

また「エージェント」の対極に置かれてきた「被害者」の意味についても、再考が必要

13 フィリピン人女性「エンターテイナー」の業者に対する訴訟支援を行ってきた弁護士ソ・ラミは、E-6-2ビザで来韓したフィリピン人女性たちが人身取引の「被害者」ではなく、「犯罪者」として強制送還されている現実について告発した。소라미 「인신매매 ‘피해자’가 ‘범죄자’가 되는 나라」 권익인권법재단 「공감」 블로그, 2015년 6월 10일

(ソ・ラミ「人身売買「被害者」が「犯罪者」になる国」公益人権法財団「共感」ブログ、2015年6月10日；韓国語) <http://withgonggam.tistory.com/1661> (2017年9月30日アクセス)

14 客との外出や「売春」行為に対する認識は、フィリピン人女性「エンターテイナー」の間でも多様である。これについては、Cheng [2010]、Shin [2015]、Yea [2015] を参照のこと。

である。「被害者」というアイデンティティは容易にすぐ得られるもの」として考えられてきた [Stringer 2014: 77]。しかし韓国における移民女性の人身取引被害に対して、法的保護や社会経済的保障が国家によって自動的に与えられることはない [Choo 2013]。

フィリピン人女性の「売春の強要」における取り調べを担当した検察官チョ・ヒジンの調査によると、2008年から2013年までに「売春の強要」で訴えがあった302件のうち、106件が不起訴となり、わずか9件（全23名）が「性売買強要等の罪」として立件処理されたという [チョ 2013: 4-5]。さらに立件処理された9件のうち、「性売買を目的とする人身売買」で起訴された事例は皆無であったという [チョ 2013: 6]。

過去20数件のフィリピン人女性たちの訴訟を支援してきた元NGO活動家のS氏によると、売春強要等によって店から逃亡した女性たちのうち、90パーセント以上は訴訟を行わず国内の工場等で働くことを望み、わずか5パーセント程度が訴訟を決意したという¹⁵。よって、業主に対する訴訟に踏み出すフィリピン人女性たちは、ほんの一握りに過ぎない。

訴えがあっても加害者の起訴や逮捕、そして被害者への法的保護と損害賠償につながらず、「人身取引」としてではなく「性売買斡旋等行為」で店主が軽微な罰金刑を課され結審することがほとんどである。そして被害者は加害者起訴のためだけに存在意義や韓国滞在を認められ、自身のニーズは考慮されないという理不尽な現実が存在する [パク 2013: 8]。

Hae Yeon Chooは訴訟が被害者にとって、業主からの損害賠償や韓国における滞在資格につながらないばかりか、「売春」に従事したとするスティグマ強化になっていると主張する [Choo 2013]。Chooはフィリピン人女性が国家に保護を求める権利獲得方法ではなく、米軍人との結婚などによって「市民権」を獲得していることを女性たちの「意思決定」によるもの、つまり「エージェンシー」として暗に示唆する [Choo 2013: 460]。

しかし訴えのうち3分の1以上が証拠不十分で不起訴となり、起訴されても「売春の強要」や「性搾取を目的とした人身取引」が認められず、正義や尊厳を回復する道が絶たれることにより [チョ 2013: 5-6]、米軍人との結婚がフィリピン人女性にとって唯一の選択肢である制約条件について、Choo [2013]は見落としている¹⁶。そして「被害者」を「エージェント」の対極に置き、ネガティブなものと解釈することによって [McLeer 1998; Dahl 2009; Stringer 2014]、様々な制約やリスクにも関わらず敢えて過酷な訴訟に踏み切る、ごく少数ながらも現存する「被害者」を、結果的に切り捨てることにつながっている。

Chooも認めているように、「被害者」という地位獲得は当事者からの積極的な働きかけが必至である [Choo 2013]。人身取引「被害者」支援は一時的な「救援」[Agustin 2007]だけに留まらず、司法機関における偏狭な被害者認識 [Hoyle, Bosworth & Dempsey

15 2017年9月11日、ソウル市内での聞き取り。

16 訴訟を放棄し、米軍人との結婚を選択するフィリピン人女性の意思が尊重されるべきとする主張に、何ら異論はない。それでも被害者の訴えが受け入れられ辛く、米軍人との結婚以外の選択肢が存在しない現状は、構造的な制約として受け止められる必要があると考える。

2011] 是正のための取り組みや、被害者の生活再建という複合的課題を含む。よって「被害者」に対する NGO の温情主義を批判するだけでは、「被害者」が対峙するより大きな現実を見誤る。

Shin は、むしろ人身取引議定書に基づく一国における反人身取引対策の法的枠組み自体が、一個人の中に混在する「被害者」と「エージェント」という両面性 [Shin 2015: 789] (例、被害者と移住労働者としての権利) をトレードオフさせてしまっており、被害者のニーズが適切に汲み取られない「温情主義」を助長しているとする。

つまり人身取引の「被害者」に注目することは、被害者を取り巻くより大きな法的枠組みや社会制度の限界を明確にし、「被害者」と「権利主体」としての「エージェント／移民労働者」という両立困難な課題 [Shin 2015] に挑戦していくという能動性を含むものである。以下、「被害者」は「可哀そう」で「受け身」な人びとではなく、実際には法的及び社会経済的なニーズや移住労働の権利を要求する「エージェント」の側面を有していることを明らかにする。

2-4 分析の枠組み

本稿において筆者は、Anne McLeer の被害者学 (Victimology) における「被害者」概念 [McLeer 1998] を援用し、被害者の観点から人身取引の実態について明らかにする。

「被害者」への注目はかの女らの理解を深めるとともに、「不平等や抑圧という隠された構造」を明らかにすることを可能にし [Dahl 2009: 393]、隠匿された「状況の全体像に関する重要な知識」を得る手立てとなる [McLeer 1998: 42-43]。

この観点から、McLeer は、被害者を加害者から危害や不利益を与えられた人という理解に留まらず、それについて社会に向けて告発するという「主体性 (subjectivity)」を伴う存在であるとしている。

第3章で方法論について述べた後、第4章では前述したように韓国におけるフィリピン人女性の「エージェンシー」を支える法制度上の地位が欠如しているだけでなく、業主による管理統制によって「エージェンシー」が剥奪されている現実についても明らかにする。そして第5章においては、「エージェンシー」が剥奪されているにも関わらず、業主や捜査機関から実体の伴わない「エージェンシー」を偽装され、かの女らは業主の「共犯者」や資格外活動に従事した「犯罪者」として強制送還されている矛盾について明らかにする。

つまり徹底的にフィリピン人女性「エンターテイナー」の「エージェンシー」を剥奪することで、かの女らの韓国における受け入れが20年以上連続と続いてきたにも関わらず、業主や捜査機関によってかの女らの「エージェンシー」は「悪用」され自己責任が問われてきたこと [Shin 2015] を明らかにする¹⁷。そしてフィリピン人女性「エンターテイナー」の人身取引被害が、いかに脱政治化されてきたのか論じる。

17 この概念は、筆者が2016年12月22日に京都大学アジア研究教育ユニット研究員学際融合コロキウムで本稿のもとになった草稿を口頭発表した際、京都大学アジア親密圏／公共圏教育研究センター員である木村純氏から得たアイデアが基礎となっている。木村氏に感謝申し上げる。

しかし本稿では、これまで研究者が論じてきたように、「被害者」を「エージェンシー」の欠落した受け身な存在として捉えない。かの女らはNGOが運営するシェルターに暮らしながら、自らの「被害者性」を認識し、それを告発していることを述べる。そして被害者は、人身取引における加害事実やその構造を明らかにする「主体的位置 (subject position)」にあることを論じる [McLeer 1998]。

さらに人身取引の被害者としての位置が、剥奪された移住労働の権利を要求する「エージェンツ」としての意味も持ち合わせていることを第5章で述べる。その上でこれまでの研究が想定してきた、「人身取引の被害者あるいは性奴隷」／「エージェンツあるいは移住労働者」 [Cheng 2010; Parreñas 2011; Yea 2015] という二分法を乗り越える議論を展開する。

3 研究方法

3-1 「被害者選別」バイアスの検討と研究対象

Yeaは、シェルター等で保護されている人身取引の被害者たちはその存在が認知されやすいことから、頻繁に研究の対象となってきたとする。そしてごく一部の被害者に焦点が当てられることにより、公的機関によって「被害者」として認知されていない其他大勢の人びとが、研究対象から抜け落ちてしまうという「被害者選別」の問題を指摘する [Yea 2015: 7-8]。

しかし韓国における移民「エンターテイナー」に関する実態調査 [韓国教会女性連合会・外国人女性労働者相談所 2002; 女性 (家族) 部 2003, 2011; ドウレバン 2004, 2007; 文化 (体育) 観光部・IOM 国際移住機構 2006; 国家人権委員会委員会 2014] 以外の学術研究のほとんどが、現在進行形でキャンプタウンにおいて就労するフィリピン人女性を対象にしたものであった [徐 2008, 2011; Cheng 2010; Choo 2013, 2016; Yea 2006, 2015]。そしてそれらは、「被害者性」を広範な社会構造や法制度に位置付け考察したものではなかった。

もちろんこれまでの研究が明らかにした、キャンプタウンにおいて働く大多数のフィリピン人女性たちの経験に、筆者の研究も多くを負っている。それでも全体から見ればごく少数であることから (本稿 2-3、13 頁参照)、公的機関によって「被害者」として認知された人びとを、一般化できない「極端な被害事例」として「例外的」に扱うことをよしとしない。被害報告数は少数でも、国際的犯罪組織によって偶発的に引き起こされた「孤立した事件」ではなく、「構造に埋め込まれた」問題の一端でもあるからだ [Stringer 2014: 11]。

また特に深刻な被害を受けていない、あるいは積極的に被害を訴えない大多数の人びとに焦点を当てるのが、必ずしもいかなるバイアスから自由であることを意味しない。

以下 4-3 でも述べるように、E-6-2 で入国するフィリピン人女性たちの多くが依然としてパスポートを取り上げられ、業主による厳しい管理を日常的に受けている。政府機関から委託を受けて実態調査を行った調査員は、かの女らに個人面談を行っても業主に「教育」されたような一様の答えしか返ってこなかったことを明かしており、業主の管理下

にある女性たちの真意を聞き出すことは容易ではないことを示唆する [女性家族部 2011: 91]¹⁸。

近年、これまで多くの研究者が調査を行ってきたソウル郊外のキャンプタウンよりも、地方都市で働くフィリピン人女性の人身取引事例が頻繁に報告されるようになっており [『女性と人権』編集チーム 2010; 女性家族部 2011]、筆者がインタビューしたフィリピン人女性たちも、キャンプタウンではなく韓国の地方都市にある遊興施設で働いていた。

かの女らは決まった時間にだけ外出を許可されていたが、他の店で働くフィリピン人女性や部外者と立ち話することやアイコンタクトをとることさえ禁じられており、その規則を破ると罰金が課せられるという厳しい管理下にあった。よってこれまでの研究が実施してきた、女性が働いている店に潜入してインタビューするという方法は不可能であるばかりか、研究者だけでなく女性たちにとっても危害が及びやすく、倫理的な問題を孕んでいる。

このような問題を考慮し、筆者は業主の管理から自由であり安全が確保された中で比較的自由に話ができると考えられる、NGO が運営しているシェルターに暮らす元「エンターテイナー」のフィリピン人女性への聞き取りを重点的に行った¹⁹。

研究対象がシェルターで暮らす女性たちということから、筆者も「被害者選定」のバイアスから自由ではないことを認める。被害女性たちへのインタビュー依頼に先立ちシェルターの所長にまず調査協力依頼を行ったため、支援者のレンズから見た人身取引「被害者」であるという可能性も否定できない [Brunovskis & Surtees 2008]。そしてインタビューに応じるかどうかは当事者の意思に任せることを伝えたものの、実際にはスタッフに対する恩義から女性たちは筆者の依頼に応じたことも推測され、倫理的課題は残る²⁰。

しかし一方で「被害者」が「被害」を認識するためには、NGO のような第三者の介入が時に不可欠であることも事実だ。NGO 活動家の U 氏によると、フィリピン人女性たちの多くは業主や客以外の人間との接触がほとんどなく、店と寮とを往復する限られた生活圏で暮らし、自身がどのような状況にあるのか客観的に判断できる十分な情報や知識を持ち合わせていなかったとする²¹。

例えば人身取引被害に遭ったフィリピン人女性の多くは、自身の毎月の稼ぎから「渡航費用」や「手数料」という名目でどれくらいの金額が差し引かれ、送り出し及び招聘業関係者に振り分けられているのか、ほとんど知らされないままであった [パク 2013: 3]。

かの女らが搾取を受けていたという客観的事実は、シェルターで保護され NGO 活動家から情報を得ることにより徐々に認識することが可能になることもある。よって人身取引

18 釜山広域市の遊興施設密集地域において、そこで働く移民女性たちの実態調査を行ってきた NGO 活動家 T 氏も同様の問題について言及した (2017 年 9 月 7 日、釜山市内において)。

19 シェルターは女性家族部や地方政府の助成金そして民間からの寄付などによって運営されており、移民女性被害者の衣食住の提供のほか、医療支援や訴訟支援を行っている。

20 人身取引の被害者に対してインタビューを行う際に研究者が留意しなければならない上記のような倫理課題に関しては、人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)・お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F-GENS) [2005: 22] に詳しい。

21 2017 年 9 月 8 日、ソウル郊外においてインタビュー。

の被害者の中には、自身を「被害者」として認識していない人もいとされるが〔カルロス 2017: 158〕、筆者が出会ったフィリピン人女性たちは自らを被害者として認識していた。そして韓国での仕事について騙されたことや、かの女らを苦しめた業主に対して怒りを表現しており、自らの尊厳と正義の回復を望んでいた。

筆者は、フィリピン人女性たちが問題に対処すべく発揮している「エージェンシー」〔徐 2008, 2011; Cheng 2010; Choo 2013; Yea 2015〕を否定するものではないが、力の不均衡の中で「エージェンシー」は、知らず知らずのうちに支配者の利益に資することがあるという点で注意を要する。また外部世界との接触を制限された人びとが、いつどのように「エージェンシー」を発揮することが自らの利益に叶うのか、見極めることは至難の業である。

例えばフィリピン人女性自身の判断で「ボーイフレンド」とだけ外出する手段として「バー・ファイン」を語ることもあるが〔Choo 2013〕、かの女らは警察に「バー・ファイン」を「売春」ではなく「自由恋愛」として偽証するよう業主から「教育」されている（本稿 4-3、24 頁参照）。さもなければ強制送還されると、業主から脅されているのである〔女性家族部 2011: 84〕。

しかしひとたび警察の手入れに遭い、女性が捜査官に対して業主から「教育」されたように答えれば、捜査に協力的でないとして即時強制送還になりうる²²。これは捜査関係者に対して、業主の「共犯者」という印象づけを行うためである。よって「エージェンシー」には、環境や文脈が異なれば全く逆の効果を持ちうるというリスクも潜んでいるのである。

シェルターで暮らし NGO と関わりを持つ被害者は、関わりを持たないフィリピン人女性と比べて、ある意味自らを取り巻く境遇や権利について気付く機会を得た人びとである。かの女らにまとまったインタビューを行うことにより、これまでの研究とは異なる角度から、「エージェンシー」／「被害者」二元論について再考することが可能になると考える²³。

3-2 研究調査の過程と方法論

筆者がインタビューしたフィリピン人女性「エンターテイナー」は全て韓国での仕事についてほとんど何も知らされず来韓し、シェルターに来るまで地方都市にある外国人専用遊興施設や一般遊興酒場などで働いていた。また基地周辺のクラブで働いた後逃亡し、未登録滞在者として工場で働いているフィリピン人女性も含まれている。

筆者は被害女性たちに心身の負担をかけることをできる限り回避するために、かの女らが最も安心できる方法で話を聞かせてほしいこと、そして答えたくない質問については答えなくても良いことを説明した。そして筆者が、E-6-2 ビザで来韓した移民女性の移住過

22 これは筆者が通訳者としてたまたま居合わせた警察の捜査過程において得た知見に基づく。

23 シェルターに住む人身取引の被害者を研究の対象とすることの課題や意義、そして「エージェント」と「被害者」の関係性について考察を発展させるにあたり、査読者のお一人からの論評が大変有益であった。記して感謝申し上げる。

程や韓国での就労状況について調べている研究者であることを明かし、インタビュー協力を請うた。インタビューはフィリピン語で行い、同意が得られた場合に限り録音した。

筆者は当初個人インタビューを想定していたが、女性たちの希望により初めは5、6人や2人ずつのグループ・インタビューを実施した。筆者に対する警戒心があり、複数人のほうが心強かったためと推察される。

グループ・インタビューの場合、個人のプライバシーが保たれないという危惧があったが、女性たちは以前同じクラブで働いていたことや、シェルターで共同生活を営むことにより互いについて多くを知っていた。プライバシーに踏み込んだ質問は極力自粛したが、筆者への警戒心は若干緩和されたようであり、口数が少なかった女性が他の女性につられて自然に話し始めた。そのうちの数人は、のちに個人的なインタビューに応じてくれた。

2016年から2017年までの間に計3回の韓国調査を実施し、グループ・インタビューと個人インタビューも含めて複数回、計10名のシェルター内外で暮らすフィリピン人女性たちへのインタビューを実施した。NGOがキャンプタウンで定期的に行っているアウトリーチ等に参加することによって、そこで働いているフィリピン人女性たちと簡単な会話も交わした。しかしかの女らの自由時間の制約から、込み入った話を聞くことは困難であった。

またフィリピン人女性以外に、かの女らを含む移民女性との関わりを持つ韓国のNGO活動家10名、フィリピン人女性「エンターテイナー」の訴訟に詳しい韓国人弁護士や検察官、そして在ソウル・フィリピン大使館のフィリピン海外労働オフィス(Philippine Overseas Labor Office)福祉担当官や労務官へもインタビューを行った²⁴。

本研究の特色は、フィリピン人女性や政府機関関係者以外にも、これまでの研究では周辺的に扱われてきたNGO関係者への詳細なインタビューを通して、かれらの目から見た「被害者」についても考察していることである。多様なアクターの観点から、「エージェンシー」の陰に覆い隠されてきた「被害者性」にスポットを当てる。

以下、シェルターでフィリピン人女性たちにインタビューした日時や個人を特定できるような情報は、かの女らと関わりを持つNGO活動家の情報も含め、プライバシー保護や被害女性たちの安全への考慮から一切明かさないこととする。

4 剥奪されたフィリピン人女性「エンターテイナー」の「エージェンシー」

4-1 フィリピンから韓国へ

ここでは、フィリピン人女性「エンターテイナー」のフィリピンから韓国への移住過程について述べる。移住労働と人身取引は連動しており、それらの境界が不明瞭なことが指摘されてきたが[稲葉 2008; 大野 2010; Parreñas 2011]、筆者の女性たちへのインタビュー

24 本稿では、韓国調査で得た資料を主な分析材料として用いるが、筆者が2017年2月末から3月初頭にかけて実施したフィリピン・マニラ首都圏における、フィリピン政府関係諸機関(Philippine Overseas Employment Administration, POEA; Inter-Agency Council Against Trafficking, IACAT; National Bureau of Investigation, NBI)や送り出し業者、及びNGOへの聞き取りも補足資料として使用する。

25 人身取引がすでにフィリピンを出国する前から始まっていたという事実は、NGO活動家によっても言及された(2017年9月8日、ソウル郊外においてNGO活動家U氏への聞き取り)。

からはフィリピン出発前の段階ですでに人身取引の端緒が見受けられ²⁵、これら一連の過程が女性たちの「エージェンシー」が奪われた被害の序章であったことを論じる。

筆者がインタビューしたフィリピン人女性たちのすべてが、マニラの韓国大使館で E-6-2 ビザを発給されていた。しかしかの女らのフィリピンから韓国までの移住経路は以下で詳細に述べるように、合法と非合法の要素が混在していた。またフィリピンのリクルーターから、韓国で「歌手」として働くことを勧誘され、女性たちはそれに応じたが、かの女らのフィリピンから韓国への移住過程はすべてブローカーの手引きによるものであった。

例えば地方都市出身のある女性は、歌のトレーニングと称して韓国や諸外国への渡航を控える女性たちが住むマニラ郊外の民家で暮らすよう促された。その間家族との連絡は一切禁止され、パスポートも取り上げられた。腑に落ちないものを感じ、韓国行きを取りやめたいと申し出たときには、これまでの生活費として 2 万ペソ（約 4 万 4000 円）支払うよう要求された。故郷に引き返すこともできず、やむなく韓国行きを「決行」した。

よって渡韓までのある時点において韓国行きを決心したのは女性たちであったものの、実際に移住に至るまでの過程において、かの女らの「エージェンシー」の大部分は欠落した状態であった。なぜならば韓国のバーやクラブに配置される過程は全て第三者によるものであり、特に迂回経路による韓国までの移住方法についてかの女らは直前まで知らされておらず、フィリピンからの出国方法が「違法」であることも全く知らなかったからである²⁶。

2003 年以降、本来の「公演」活動ではなく売買春を助長する手段になっているとして、韓国政府は E-6-2 ビザ発給を制限した [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 68]。それに伴いフィリピン政府も、ソウルのフィリピン海外労働事務所 (Philippine Overseas Labor Office; POLO) とマニラのフィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration; POEA) に登録認可されていないフィリピンと韓国の業者によるエンターテイナーの送り出し及び招聘を禁止し、フィリピンからの出国審査を強化した²⁷。

そのため業者は、フィリピンから香港やシンガポール及びタイなどに観光客として女性たちを出国させてから、それらの国々の韓国大使館や領事館で E-6-2 ビザ発給を受けていた [女性家族部 2011: 32]。一度外国に観光客として出国してから韓国に向かう迂回経路が採られた理由は、韓国の招聘業者の多くが POLO や POEA で認可を受けておらず「エンターテイナー」には海外雇用証明書 (Overseas Employment Certificate) が発行されなかったため、合法的にフィリピンから出国できなかつたのである [女性家族部 2011: 32]。

26 ある女性は、E-6-2 ビザがフィリピン政府によって厳しい規制の対象となっていることをシェルターに来るまで知らなかったという。これはフィリピン海外雇用庁 (POEA) を介さずに渡航手続きが行われたからであるが、E-6-2 ビザがマニラの韓国大使館から発給される際に個人インタビューも併せて実施されており、かの女らが「合法的」な移住労働であると錯覚した十分な根拠でもある。

27 Philippine Overseas Employment Administration, News Release. "POEA not sending entertainers to Korea". September 8, 2006. <http://www.poea.gov.ph/news/2006/09-4.pdf> (2017 年 10 月 17 日アクセス)。フィリピン政府と韓国政府の間には、2000 年代初頭から近年まで「エンターテイナー」送り出しと受け入れにおける連携が存在しなかつた [バク 2010: 30]。紙面の制約により E-6-2 ビザをめぐる両国政府の対応については、のちに稿を改めて論じたい。

迂回経路によるフィリピン人「エンターテイナー」の渡韓方法はより巧妙になり、そのいびつさも増している。例えばミンダナオ島最西部のサンボアンガから船でマレーシアのサンダカンまで渡り、そこから空路でマレーシアのクアラルンプールに飛び、航空便を乗り継いで韓国の仁川国際空港から入国するというものである。

マニラの韓国大使館で旅券に貼り付けられた E-6-2 ビザを受け取った後、ブローカーに旅券を取り上げられ、知らないうちにその E-6-2 ビザは旅券から剥がされていた。よって、サンボアンガからマレーシアまで観光客として出国し、その後韓国の仁川国際空港までの移動経路で、ステッカー状の E-6-2 ビザを指示通り再び旅券に貼り付けるのである。

この迂回経路を経て韓国に入国するまでには2週間近くかかっており、指示を下す者が各経由ポイントに配置されている。フィリピン出国の際に審査を通過するために出入国管理局職員に賄賂を渡すよう指示し、旅券から剥がされた E-6-2 ビザを韓国入国直前に再び旅券に貼り付けるよう引導する者がいたことから、組織的なブローカーの関わりが伺える。

上記のミンダナオ島サンボアンガからマレーシアに渡航する方法は、フィリピンからマレーシア及び中東などへ人身取引が行われる典型的なルートとして知られている [カルロス 2017: 152-153]。被害女性によるとサンボアンガからマレーシアを目指して小さなボートで移動する危険な方法が採られており、ボートが転覆した話を聞いたとのことである。

この迂回経路による違法かつ危険な移住は、多くの関係者の関与や移動日数により費用も膨らんでおり、それら全てがフィリピン人女性たちの「借金」となる。「借金」返済を盾にして、フィリピン人女性たちを半監禁状態に置き、売春の強要を行うのである。

4-2 「バー・ファイン」の強要と性的搾取

それでは売春や性交類似行為はいかに「強要」され、性的搾取が行われてきたのだろうか。ここでは「強制性」の微妙な状況を説明するとともに、フィリピン人女性たちが「エージェンシー」を発揮することが困難な状況に置かれてきたことを検討する。

韓国では 2004 年以降、「性売買斡旋等行為の処罰に関する法律」と「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」を二つの柱とする「性売買特別法」が施行され²⁸、売春宿の集合地帯での取り締まりが強化されている。また米軍の基地縮小により外国人専用遊興飲食施設の営業は下火となっていることや米軍警察による店の取り締まりなどから、あからさまな女性の監禁や性交類似行為を含む、売春を強要する業主が減少したと言われている²⁹。

28 「性売買特別法」では「性売買を女性に対する暴力」として定義し、買春者や売春を斡旋している仲介業者及び業主に対する処罰が強化され、売春に従事する女性の人権や福祉に焦点を置いた各種プログラムが法務部と女性家族部等によって実施されている [ソル 2014; キム・ヨンファ 2014]。しかしながら、「性売買特別法」では、「自発的」に売春に従事していると見なされた女性は保護されず処罰の対象となるため、これまで女性運動が批判してきた「自発」／「強制」というどちらか一方に女性を囲い込み分断させる矛盾に陥っており、このような女性間の分断を乗り越えていくための新たな提案が模索され続けている [シンバク 2014]。

29 これは筆者が聞き取りを行った現場をよく知る複数の NGO 活動家によって言及された。しかし、キャンプタウンにおける売春の強制等は、全くなくなったわけではないという。

反対に韓国南部の外国人船員や技術者を主な顧客とする外国人専用遊興飲食施設や、地方都市の韓国男性を主な顧客とするカラオケクラブ等で働く移民女性が増えている [女性家族部 2011: 9]。韓国がグローバルな資本主義経済に組み込まれる中で、性産業も同様に発展・多様化しており [キム・ジュヒ 2012]、韓国男性のセックス・ツーリズム隆盛による異なる人種の女性に対する性的嗜好や³⁰、韓国女性より人件費が安く業主にとって管理しやすい移民女性への需要が増えているとされている [女性部 2003; キム・テヨン 2012]。

地方都市の外国人専用遊興飲食施設では、ジュース販売ノルマや「バー・ファイン」強要が依然として行われていた。筆者がインタビューを行ったそれらの店で働いていた女性たちの全てが、「バー・ファイン」を経験していた。

かの女らは馴染みの客と出かけ、稀に休息をとるために「バー・ファイン」が機能することを認めつつも、概して「バー・ファイン」を「売春」と認識していた。

女性1: [「バー・ファイン」を拒否したくても] どうすることもできない。座っていて、[業主が] 私を [客と] 外出させたがっていることを察するとするでしょ。客と話をしている、私を外に連れ出したがっている。私は行きたくない。(中略) でも客は私と外出したがっている。パパ [業主のこと] の顔を見たら、もう仕方なくなる。外出するしかない。

女性2: [業主が] 時に舌打ちすることもある。[客と外出しないから] 私たちに怒っているの。彼が怒ったら、私たちはそれをすぐに察知する。言葉にしなくても、[怒りを] 私たちに感じさせるから。
(中略)

女性1: 本当に優しいと言えるような [客は] とても少ない。私たちを売春婦みたいに扱う人が多い。

女性2: 何ていうのかな、嫌なかんじ。たとえ優しいと言っても、[女性を] 買うから。

女性1: それでも、やっぱりセックスしないとイケない。[客が] お金を払ったから。(中略) 本当に優しい人は、私たちがお金で買われた状況を理解してくれているから、「そこで寝て休んでいてもいいよ」って言ってくれる。
(中略)

女性2: 私たちを尊重してくれる [客が] いたとしたら、それはとってもラッキーだということ。100人中、たぶん2人しか尊重してくれる人はいない。だいたい20パーセント [の客] が [性行為を求めるものの] 優しい。

上記のように、2人の女性たちは、「バー・ファイン」に出かけるよう業主から誘導される微妙な状況を説明した。業主によるあからさまな「強要」はないものの、女性たちは

30 NGO 活動家 T 氏からの聞き取り (2017年9月7日、釜山市内において)。

精神的に追い込み抗えなくさせるよう仕向け、巧妙に「バー・ファイン」が「強要」されていることが分かる。また、女性たちに客を選ぶ権利はほとんどなく、「バー・ファイン」におけるかの女らの経験も、「性行為」を求めない「本当に優しい客」か、支払いの対価としての「性行為」は求めるものの、それなりに「優しい客」であるかによって左右される。

よって「バー・ファイン」の実態は、女性の「エージェンシー」によってその内実を決定できるというものではなく、大部分は業主の判断と客の質に依っていることが分かる。女性1は「バー・ファイン」をフィリピン語で *buwis buhay* (英語で death-defying 「死に挑むような」と表現し、客と「[店から] 出ていくとき、生きて帰れるだろうか」と自身の身の上を案じざるを得ないほど、凄まじい体験であったことを明かした。よって「バー・ファイン」の実態は、「エージェンシー」が介入する余地がほとんどないことを表している。

フィリピン人女性たちへのカウンセリングや被害聴取を行ってきた NGO 活動家の U 氏は、「バー・ファイン」がともすれば女性たちに「戦略」として積極利用されているかのように語られる背景について、次のように説明した。

バー・ファインに関しては、女性たちは客のお陰で外出できているかもしれない。憂鬱なクラブの外に出て、ドライブして外の空気を吸い、おいしいものを食べて、景色の綺麗なところに行けるのであれば、むしろ女性たちは客に対して感謝しているかもしれない。クラブの中に居るよりも外に行けるほうがよいと女性たちが思うのであれば、それほど過酷な状況の中に生きているということ³¹。

U 氏と上記で述べた女性 1・2 の意見は、比較的「親切」であっても自身が払った「バー・ファイン」の対価としてセックスを求めない客はほとんどいないという点で合致していた。よって「バー・ファイン」は過酷な現場から女性たちを一時的に「解放」してくれるものではなく、あくまでも人身取引の構造の中に埋め込まれていることが分かる。

一方、韓国人を主な顧客とするカラオケクラブや遊興酒場では、ジュース販売のノルマはないものの、客が待機する個室に赴き「チョイス (指名)」を受けた客の隣に座り、接客するというシステムが採られていた [女性家族部 2011: 84]。

筆者がインタビューした女性たちによると、韓国人相手の遊興酒場では客から指名を受け個室で過ごす「時間」を稼ぐ必要があるという。客一人あるいは一グループにつき2時間1セットを基本として、一か月に80時間以上、個室での接客時間を消化しなければならない。このノルマが達成できない場合、罰金の加算や業主からの叱責、そして「バー・ファイン」が必須である外国人専用遊興飲食施設に移されるなどの脅迫を受けるという。

韓国人相手の遊興酒場では、女性たちに「バー・ファイン」は義務付けられていないというものの、個室で酒の相手をして客と話をする程度ではなく、客から体のあらゆる部位

31 2017年9月8日、インタビュー・ノートより。

を2時間触られ続けることに耐えなければならないという。被害女性たちのプライバシー保護のため詳細については大幅に省略するが、被害女性たちは個室での接客において、筆舌に尽くしがたい性暴力や侮辱行為を客から受け続けた。ある女性は、客からの性的暴力や侮辱行為に耐えなければならなかった2時間を、以下のように表現した。

〔客の〕隣に座ったら、触り続けられて、たった5分間だけでも、もう体がもたない。客と部屋でセックスしたって、たかが5分間のこと。それが2時間も部屋の中にいたら、体が滅茶苦茶にされてしまう。

かの女のこの表現に見られるように、個室で客からあらゆる方法での性的虐待を受けていたが、業主は何があってもかの女らを守ることはせず、ただ「自分をコントロールしろ〔うまく立ち回れ〕」とだけ言い、かの女らが客から何をされても、客だけをかばったという。

多くの女性たちは「バー・ファイン」や遊興酒場での出来事を、“no choice *ka talaga*（英語とフィリピン語で「何を要求されても」本当に選択肢がない）」“*wala kang magagawa*（フィリピン語で「なす術がない」）」と表現し、「エージェンシー」が介入する余地がほとんど無かったことを示唆した。では、かの女らの「エージェンシー」は日常的にいかに抑制されてきたのだろうか。以下で業主による管理統制について述べる。

4-3 業主による女性たちの管理と統制

地方都市における外国人専用遊興施設あるいは一般的な遊興酒場で働いていた女性たちに対する業主の管理は、ソウル近郊の米軍基地周辺の店よりも厳しいことが特徴的である。まず女性たちは来韓後、パスポートや公演契約書を業主によって取り上げられ、勤務中も「仕事に集中するよう」携帯電話を没収されていた。

インターネットにアクセスできたのは、店から歩いてすぐの敷地内にある6～8人のフィリピン人女性たちが共同生活を営む寮の中だけであり、未明に寮に戻るとインターネットは切断されているため、かろうじてインターネットを使ったのは出勤前の身支度を行うわずかな時間だけであった。寮で眠っているときは、出口付近で男性従業員が見張っていた。店や寮の出口にはCCTVが四方に設置されており、かの女らの行動は常に監視されていた。

理にかなわない「罰金」が課せられることも常であった。一か月の営業ノルマが達成できなかったときだけでなく、外で食料品などの買い出しをして所定の時間内までに寮に戻って来なかったとき、出勤時刻を遅刻したとき、体重の増減、店の外で客と会ったとき、そして勤務中に酔っぱらったときなど、ありとあらゆる行動がチェックされ、毎月の基本給40万ウォン（約4万円）から「罰金」として差し引かれたという³²。

32 筆者がインタビューした女性たちのうち、渡航前費用が借金として加算され、最長で3か月程度給与が支払われなかった女性たちがいた。また不明瞭な「罰金」が差し引かれた結果、月に20万ウォン（約2万円）しか支払われていなかった女性もいた。

また、警察や出入国管理局の手入れに備えて、女性たちは業主から「教育」を受けており、外部者に対してはどのように受け答えすべきか事細かく指導されていた。若干言い回しは変えてあるが、その内容の一部は以下のようである。

- ① 一日あたり、3～4回の舞台公演を行っている。
- ② 一週間に一回休日がある。
- ③ 一か月の基本給は、130万ウォン（約13万円）である。
- ④ 工作中でも自由に外出できる。
- ⑤ 売春はしない。ボーイフレンドとだけ外出する。

被害女性たちによると、上記のように業主から「教育」された内容は真実ではなく、それらは全て守られていなかったという。このように答えなければ女性たちは罰を与えられ、警察に逮捕される等の脅迫がなされていた。例えば警察に助けを求めても誰もかの女らを信用しないこと、警察と業主は知り合いであることから助けを求めても無駄なこと、そして店から逃げ出しても、警察に逮捕されることなどが日常的に叩き込まれていた。

かの女らが業主の脅迫を信じた背景には、業主の「知り合い」として警察官がしばしば客としてやって来たことがある³³。業主からは、「警察官だから、しっかりサービスするよう」言われていたという。

客からひどい暴力を振るわれた女性たちはいたものの、業主から日常的に肉体的な暴力を受けたという女性たちはそれほどおらず、業主が女性たちを支配する手法として、肉体的な暴力よりも精神的支配が一般的に行われていた。

近年あからさまな暴力よりも、巧妙な心理操作による支配が行われていることが指摘されている [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011]。この心理操作は外部から見えにくく、女性たちを「逃げられない」と無気力にさせた要因としてほとんど捜査段階で留意されない [Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 323]。しかし実際、ある女性は業主を「まるで死んだ人を生き返らせることができるような〔万能感〕」を持つ人物として信じこんでおり、心理操作を受けていたことを告白した。

「物理的な監禁」ではなく「心理的な監禁」³⁴の影響について NGO 活動家は主張しているが、まだこの概念はとりわけ司法機関に受け入れられていないという。

以上「エンターテイナー」の「エージェンシー」の剥奪は第2章で述べた法制度的なものの以外に、心理操作も含む業主による日常的な管理統制によっても実施されていることが分かる。次章ではさらに、フィリピン人女性「エンターテイナー」の剥奪された「エージェンシー」が、業主や捜査機関によっていかに偽装され、悪用されてきたのか論じる。

33 韓国では公務員の遊興酒場への出入りは禁止されており、発覚時には罷免される。しかし手入れがいつ行われるか業主たちは警察官から情報を仕入れていることが常であり、警察と遊興施設経営者との癒着が長らく問題視されてきた [ナム 2013: 8]。

34 2016年11月28日、ソウル郊外における NGO 活動家 K 氏への聞き取りに基づく。

5 偽装された「エージェンシー」

5-1 被害の隠蔽——被害者の沈黙と通訳者を介した捜査過程における問題点

「エージェンシー」が偽装される過程において、人身取引の被害を訴える女性たちの声が封じ込められ、「被害」が隠匿されるという問題が存在する。ここでは主に、「被害者性」が隠匿される背景にある被害者の沈黙と、捜査過程及び裁判における通訳の問題に注目する。

Yea はフィリピン女性たちの多くが給与未払や長時間労働について主に訴えたことから、かの女らの人身取引被害の中核は性的搾取ではなかったとしている [Yea 2015]。しかし性的搾取が被害者によって言及されないことが、必ずしもそれがなかったことと同義ではない。

というのも複数の NGO 活動家によると、給与未払等に関する相談から始まって、時間が経過し、ある程度信頼関係が築かれた後で、「バー・ファイン」や性交類似行為の強要について被害女性から告白されることがあるという。もちろん全ての「エンターテイナー」が性的搾取を受けていると断言するものではないが、かの女らの「沈黙」の陰に潜む被害の言語化を阻む事情について、よりセンシティブになる必要があるだろう。

概してフィリピン人女性「エンターテイナー」に対するフィリピン社会の認識は“willing victim (自発的な被害者)” [Cheng 2010] であり、韓国でどのような仕事をするのか分かって行ったのだから被害を積極的に訴えないと理解されている [Choo 2013: 454]³⁵。しかし女性 1 は、韓国で働いたことのある女性がフィリピンへ帰国すると、二度と韓国に戻って来ない現実を指摘した。

もちろん、かれら〔業主〕はタイマー〔複数回、韓国に来たことがある女性〕を好む。でも、ここで働いたことのある人が帰国したら、もうここには戻って来たがらない。だからかれらは、また新しい〔女性を〕連れて来るのだと思う。ここで働いた全ての人が、フィリピンに帰ったあと、ここに戻って来たがらない。韓国を忘れたがる。それがここで私が聞いたこと。(女性 1)

女性 2 は家族に韓国での仕事について嘘をつき、かの女の身に起こった出来事について、決して家族には話せないと語った。

私に教育を受けさせてくれた家族に申し訳ない。〔こんなに援助してあげたのに韓国での〕仕事はその結果？そんなふうには言われたくないでしょう。だから家族に嘘をつくしかない。家族に仕事は売春婦だってどうやって言うの？それを受け止めてくれる家族なんて普通いないでしょう？(女性 2)

35 フィリピン女性「エンターテイナー」が実情を知らずながら渡韓したとする“willing victim (自発的な被害者)”という言葉は、フィリピン政府関係者から度々耳にした。しかしながら、当事者の事前知識の有無が人身取引被害者の識別における尺度になり得ないことは、すでに稲葉奈々子が指摘している通りである [稲葉 2008 参照]。

「自発的な被害者」という自己責任を問うフィリピン社会の空気とともに³⁶、家族に知られることを恐れるため、かの女らは被害を訴えることもなく韓国を忘却し沈黙する。多くの女性たちにとって、韓国での経験は当初想定していた「歌手」としての仕事ではなく、かの女らの表現によれば「性的に弄ばれ、いたぶられ、人間以下の扱いを受ける」ことであった。よって、故郷の家族には到底言えない秘密を強制的に作らされたのも同然であった。

被害者が沈黙する状況は業主にとって都合がよく、誰にも知られないまま被害女性たちの中にだけ留められるため、被害が裁かれることはない。だからこそ業主や派遣業者は次々に新しい女性を来韓させ、短期間で「循環」させ使い捨ててきた [パク 2010: 33]。

筆者は沈黙するフィリピン人女性たちを非難するものではないし、沈黙の陰に数多の事情や葛藤があることは想像に難くない。ただ「自発的な被害者」説が主張するように、かの女らは自ら沈黙を選択したのではなく、沈黙を強いられてきた側面が少なからずあることに注意すべきである。つまり、家族や出身地域の人びとに被害について知られることに対する恐れや、被害女性たちに自己責任を問う社会によって沈黙させられ、韓国における移民女性の人身取引は過去 20 年以上の間、容認されるという負の連鎖が維持されてきたことを指摘しておきたい。

さらに、たとえ被害が女性たちによって訴えられたとしても、被害が適切に処理されることを困難にする新たな障壁が存在する。それは、被害者たちが通訳者を介して男性が主である捜査官に、数々の性的搾取について詳細に明かさなければならないことである。

警察や検察による捜査や法廷での審議において、被害女性たちには英語やフィリピン語、およびフィリピン諸語による通訳者がつくが、様々な通訳及び倫理問題が存在する³⁷。

まず同じフィリピン出身の通訳者がついたとしても、性に関わるデリケートな問題を扱うという被害ケースの性質上、様々な問題を孕んでいる。女性 1・2 は、フィリピン出身の通訳者を介した取り調べにおける問題点について次のように述べた。

女性 1：〔警察官が使う〕韓国語が難しいから、そのフィリピン人女性〔通訳者〕は理解できなかったみたい。そのフィリピン人女性が私に世間話をしてくる。「あ、そういう仕事だったの…」というふうに話しかけてきた。それでそのフィリピン人女性は警察官に叱られて、〔警察官が〕尋ねるまでは私に勝手に質問したりしないように言われていた。(以下省略)

女性 2：〔通訳の過程で〕大変だったのは、例えばいきなり〔通訳者と警察官〕2人だけで韓国語で話し続けてしまうこと。それで〔合間に〕私たちに通訳してく

36 フィリピンの NGO 活動家は、帰国した人身取引の被害者がスティグマのため、フィリピンの家族や地域コミュニティから受け入れられにくい現実について言及した (2017 年 3 月 3 日、3 月 4 日、マニラ市内におけるインタビューに基づく)。

37 NGO 活動家 N 氏によると、被害女性たちが英語で適切に自分の言い分を説明できないことや、韓国人通訳者とかの女らが使用する「英語」が異なっているため話が噛み合わず誤解が生じやすいという問題があるという (2016 年 11 月 26 日フィールド・ノートより)。

れない。何について〔2人が〕話しているのか分からないから、聞きたくて仕方なかった。(中略)あるフィリピン人女性〔通訳者〕は、私たちが話すことに全て口を挟んできた。かの女は、「そうじゃないでしょ。証拠がないとだめでしょう」とか言ってきて。私たちも反論したけれど、イライラした。

かの女らの母語であるフィリピン語やフィリピン諸語で通訳が行われる場合でも、重要な箇所がフィリピン語から韓国語に訳されず省略されてしまうことや、フィリピン出身の通訳者が、かの女らの境遇に「好奇」の目を向けること、そして通訳者自身の価値判断を挟むことがあり、被害について話すことを女性たちに躊躇させてしまうという通訳者の倫理問題も指摘された。

さらに通訳者自身の能力や倫理問題以外にも、募集・あっせん・引き渡しに関与する人物の多さやその過程の複雑さから、背景知識が十分でない通訳者の場合、状況を正確に理解することが困難であり通訳業務にも支障をきたす。例えばNGO活動家のU氏は以下のように事例について語った³⁸。

通訳者は全体像について把握するのが難しい。まず通訳者は、どのような経過で女性たちが韓国に来たのか知らない。それから〔韓国で売買春の隠語である〕「二次」を「セカンド・ラウンド」と訳して、混乱をもたらした通訳者もいる。“Having sex with customers”と訳さないといけないのだけれど、〔通訳者に代わって結局〕裁判官がそう訳した。それからチップをもらったのか否かという質問も正確に訳されなかった。これは女性が「仕事」として自発的に行ったかどうか知るための質問であるのだけれど。

U氏の話からは、単純に通訳者の語学力の問題だけでなく、人身取引被害ケースに関する事前知識や捜査官の質問の意図、そして「被害」認知のための争点に関する知識も、通訳者の任務遂行において結果を大きく左右することが推察される。

以上、捜査過程における通訳だけを見ても、被害を明らかにする上で幾重もの障壁があることが分かる。つまりフィリピン人女性たちは自らの状況を的確に説明することや、被害について公正に判断される好条件にあるわけではないということである。

結局このような被害事実を明白にすることが困難な条件下における「エージェンシー」の主張は、「自発的な被害者」という自己責任を問う言説を強化することにつながっている。次の節では、被害が明らかにされない中で、いかにフィリピン人女性「エンターテイナー」は「エージェンシー」を偽装され、それがかの女らを追い詰めてきたのか論じる。

38 2017年9月8日、インタビュー・ノートに基づく。これ以外にも捜査過程における通訳の問題については、キム・ボクジュン〔2010〕やパク〔2013〕が詳しい。

5-2 強制された「自発性」と「共犯性」

ここではフィリピン人女性たちがいかに「エージェンシー」を業主から強要され、結果として業主の「共犯者」として捜査機関から判断され、強制送還されるという二次被害を生んできたのか論じる。

男性客を楽しませるという「仕事」の性質上、フィリピン人女性たちは日々業主から「自発的」に「仕事」に向かうよう指導されていた。例えば、女性3・4は店での仕事を次のように表現した。

女性3：自分をうまくコントロールして、客に上手に体を触らせて、冗談を言い合つて、一緒にお酒を飲んで、〔性的に挑発して〕客をその気にさせること。

女性4：失礼なことをされても、平気であること。

しばしば女性たちが言及した「自分をうまくコントロールする」とは、客から自身を守るためのものではなく、客との性的接触をまるで「自発的」に行っているよう見せかけるために、業主から叩き込まれた「ノウハウ」である。初めての客を常連客にし、店の売り上げを伸ばすためのものでもあった。その結果、個室で女性が客から何をされようとも、その状況をうまく切り抜けるのも女性の責任であり、店は介入しないというスタンスであったという。この「自発性」が強要されたことに対して、多くのフィリピン人女性たちは怒りを露わにした。

028

〔店で働き始めて〕1年くらい経ってから、かれら〔韓国人業主やその他管理者〕が全く違うことを言うから反抗したくなった。時々、フィリピン人は嘘つきだと言った。私たちはやりたくなくても、言われたように〔仕事を〕してきただけだったが、本当は私たちはやりたくてやっている〔業主は〕話をひっくり返してきた。
(女性5)

つまり業主から「エージェンシー」を強要されたにも関わらず、あたかも望んでお金のために「自発的」にやっているように事実をねじ曲げられていると感じたとき、かの女は怒りを感じたということである。

上記の女性5は、業主から強制された「自発性」についてさらに怒りを露わにした。

最悪だったのが、一人で〔客の隣に〕座って、カラオケも歌わないで話をしていたとき、また業主が問題を指摘した。「そこで何をしてるんだ？またそうやって、客から金をとろうと〔チップをせがんで〕いるんだろう？」って言ってきた。(中略)だから、〔業主から〕侮辱されたと感じた。私たちは〔客と〕話してただけだし、胸を触られても、しっかり自分をコントロールしていただけ(筆者による強調)。だから〔客から〕お金をもらっていたというのは違う。私たちがそうやって〔自分をコントロール〕していたのは、お金を稼ぐためだと〔業主は〕話した。それは違う。(女性5)

店での仕事に耐えながら日々をやり過ごしており、業主に言われたように「自分をコントロール」していたものの、いつの間にか業主の論理である「客からチップを得るために自分をコントロールする」にすり替えられていることにかの女は憤慨したのである。

かの女らは日頃から業主によって、「フィリピンの女は金ばかりだ」、つまり金のためなら何でもするという言いがかりをつけられていたという。これに対して女性5は以下のように自分の意見を述べた。

私たちはフィリピンで仕事はあるし、どうにかこうにか生きていける。(中略) フィリピンで名誉を傷つけられない仕事 (*marangal na trabaho*) につけるし、生きていけるよう助けてくれる家族もいる。でも〔韓国に来て〕言われてきたことと〔違う〕嘘ばかりだとは思わなかったし、こんなに汚い (*kababoy*) 仕事だと思わなかった。
(女性5)

よって、金のためなら何でもするのは業主のほうであり、あたかもそれを女性たちが望んでいるかのように話をすり替えてきたことにかの女らは憤慨し、金のためにこのような仕事をさせたのは業主のほうであるということを確認にした。

移民女性は金を稼ぐために韓国で自発的に売春行為に従事したと、捜査機関だけでなく韓国社会で広く受け止められている〔女性部 2003: 140〕。しかしかの女らの言い分に注意深く耳を傾けると、業主が作ったテリトリーの中で与えられた「仕事」をただこなしていくしかないという状況に置かれていた³⁹。その状況について、女性2は以下のように述べた。

かれら〔業主〕も、「おい、〔客と〕外出してこい」とは言わない。そんなふうには言わないけど、私たちも頭を使って、他の人たちがやっているのを見て同じようにしようとする。だってここに働きに来たし、お金を稼ぎに来た。だから〔他の人がやっているように〕した。でないと「仕事しに来たんだろ、お前は何てバカなんだ」と〔業主に〕言われるから。(女性2)

韓国での仕事は当初予想していた仕事と違っていたが、かといって帰国することもできず、女性たちはただお金のためだけに耐えていた。しかしその状況は「お金を稼ぐために韓国に来た」、あるいは「自発的にその仕事に従事している」と話を単純解釈され、なぜそうせざるを得なかったのかという事情については、丁寧に調査されることはなかった。特にそれは捜査機関において顕著であり、業主だけでなく警察や検察によっても「エージェンシー」は偽装された。

39 これは NGO 活動家 U 氏から得たアイデアである。フィリピン人女性たちは限られた生活圏で暮らしており、誰もかの女らに真実や客観的な状況を説明してくれる人がいないため、業主の言うことを鵜呑みにしてしまう傾向にあったという。そして、業主が指示する「仕事」は、拒否できないと思わされていた (2017年9月8日、インタビュー・ノートより)。

警察の手入れによって警察署で取り調べを受け、数日勾留された女性たちもいた。以下、留置所に入れられたときの気持ちを、かの女らが筆者に表現したものである。

女性5：人生で最悪だったのが、売春婦にされて、〔留置所に〕入れられたこと。

女性6：私たちがやりたくない仕事をやらされて、〔留置所に〕入れられた。かれらが私たちにやらせたことなのに、私たちが罰せられた。

(中略)

女性5：ここで〔初めて〕、勾留された…(涙)(筆者：犯罪者にされたような気分でしたか?)皆、犯罪者にされた気分。それが本当に忘れられないこと。私たちが被害者なのに (*Kami pa yun biktima*)。(女性5による強調)

この警察署で勾留された経験はかの女らにとって、「被害者」でありながら「犯罪者」扱いされることによるトラウマを抱かせるものになったという。そして、かの女らだけが犯罪者として扱われ、かの女らを助けることもなく勾留されることもなかった業主への怒りを表現した。そのような中で上記の女性5の言葉から読み取れるように、かの女らにとって「被害者」であることを証明することが、自らを守る最後の砦となっていることが分かる。

女性1はシェルターから救援され働いていた店を訴えた後、警察や検察の取り調べでかつての同僚や業主側に立つ証人から「自発的」に客と外出し、「仕事」に臨んでいたと自身の主張を覆す証言をされたときの心境を以下のように語った。

私たちは怖い。「これがあなたたちのやりたかった仕事でしょう?」と〔業主側の代理人や弁護士に〕言われて、私たち〔の主張〕がひっくり返されると思うと、裁判所でそのように言われるかもしれないと思うと怖いし、ストレスを感じる。〔業主が〕私たちの笑っている写真を〔知らないうちに〕撮って、「ほら楽しそうにしてるだろ?何が〔被害者〕だ?」と言われるのではないかと思うと、どうしていいかわからない。(女性1)

上記の女性1が最も恐れていたことは、「自発的」に「仕事」をしていたという業主側の主張が裁判審議で認定されることであり、再度強調すると「被害者」という位置はかの女らの韓国での経験を唯一説明し、自身を守る法的地位でもある。

しかし「被害者性」は、捜査関係者によってほとんど見出されない。捜査機関が想定している「被害者」は完全な監禁状態にあり、携帯電話やインターネットを全く使えない環境にあった人びとである。よって、外出の機会や携帯電話及びインターネット使用が全く不可能な環境にあったわけではないとして、かの女らは「被害者」から除外される⁴⁰。

40 2016年9月1日、地方検察庁での検察官への聞き取り。2015年8月20日、ソウル市内において弁護士への聞き取り。

また「被害者」として捜査機関において認められるためには、かの女らが店から逃亡し、助けを求める意思があったかどうか争点となる⁴¹。「そこからなぜ〔逃亡〕しなかったのか？」という捜査関係者が投げかける典型的な問いは、「逃亡」が個人の意思さえあれば可能であるかのような錯覚に基づいている〔Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 323〕。この考え方は「エージェンシー」を当然視しており、それを奪われた人びとには「非現実的」な要求であることは考慮されない〔Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 323〕。

筆者がインタビューしたフィリピン人女性たちが唯一自分を守るためにできたことは、かろうじて知り得た NGO が運営するシェルターに電話し救援要請したことであった。同じ招聘業者で同時期に来韓したフィリピン人女性が、シェルターに保護されていることを SNS で知り、隙を見計らい勇気を振り絞って教えてもらった NGO に電話をしたのである。

Carolyn Hoyle, Mary Bosworth & Michelle Dempsey は、人身取引の被害者がそこから逃亡を企てることができるのは、偶発的な「好機」に恵まれたときだけであると述べている〔Hoyle, Bosworth & Dempsey 2011: 324〕。よって逃亡するか否かを決定しているのは、多くの場合「好機」に遭遇できるか否かという外的要因である。

それにも関わらず、業主が統制するテリトリーの中で日々をやり過ごしていたに過ぎなかった女性たちの行為は、あたかもかの女らの「意思＝エージェンシー」に基づくものとして処理され、結果的にかの女らの自己責任を問うことにつながる。つまり「自発的」に資格外活動に従事していたと見なされ、強制送還される結末をもたらす。

このような文脈において、フィリピン人女性たちは「被害者」というアイデンティティを、自らの烙印として捉えていなかった。女性 1 は、「私たちが被害者である。私たちが被害者。でも、やっぱり怖いと思うときはある。もちろん、軽い気持ちでこのようになったわけではないし〔訴訟を決心したという意味であると思われる〕」と述べた。

よって、人身取引の「被害者」になるということは受動的ではなく、恐怖を乗り越えなければならない能動的な過程であると言える。「被害者」になることは、偽装された「エージェンシー」の不当性を問い、正当な地位と権利を求めていく過程と同一線上にある。

5-3 「被害者」概念の再考——「移住労働」の権利をめぐる

最後にフィリピン人女性が考える「被害者」の概念から筆者は、これまでの一面的でネガティブな「被害者」言説を解体する。

シェルターで暮らす過程の中で、被害者女性たちはなぜ自身を「被害者」であると考えようになったのか、女性 1 は以下のように説明した。

（自身を被害者であると考えるかという筆者の質問に対して） ええ、もちろん。私は売春婦になるために韓国に来たのではないし、歌手だと思って来た。ここで身体を売るなんて、想像もしていなかった。だからやっぱり私は自分を被害者だと思ってい

41 2016年9月1日、地方検察庁での検察官への聞き取り。

る。(女性1)

かの女は当初予定していた歌手とは異なる「仕事」を強要されことを、何度も筆者に主張した。従って「被害」の訴えとは、「歌手」ではなく性産業で働かせたという欺瞞性 [文化観光部・IOM 国際移住機構 2006: 41] を告発するものである。これは単純にかの女らが韓国政府から「被害者」としての保護を求めるものではなく [Choo 2013]、E-6-2 ビザが元来掲げる「公演活動」の権利を侵害していることへの異議申し立てである。

他の女性たちもクラブでの仕事からは逃げ出したものの、韓国での就労に対する欲求は依然として存在していた。筆者が女性7・8に現在最も必要なものが何であるのか尋ねた際にも、主に就労の機会について言及した。

私たちは何もオフィス・ワークみたいな立派な仕事を求めているわけではない。
〔私たちが求めているのは〕ただ一つ、名誉を傷つけられない仕事 (*marangal na trabaho*)。普通の仕事。人格を貶められない人として扱われる仕事。(女性7)

韓国で本物のまともな仕事がしたい。お金を〔稼ぐことに〕苦労しても、あのような仕事ではなく、本物の OFW (*totoong OFW*; OFW とは Overseas Filipino Workers の略語) になりたい (女性8 自身による強調)。(中略) フィリピンに帰ったときに、良いイメージで〔韓国を〕思い出したい。過去を忘れてフィリピンで新しく〔人生を〕始めるためにも、韓国でこんな仕事をしてきたと誇れるものを持ちたい。(女性8)

上記で女性たちが述べているように、かの女らの多くは新しく出発するために韓国での仕事が必要であることを強調した。

これまで被害者として訴訟を行っても、その期間は G-1 ビザによる滞在を保障されるだけで就労することができないため⁴²、人身取引の「被害者」という地位は被害女性たちにとってデメリットでしかないとされてきた [Cheng 2010; Choo 2013; Yea 2015]。しかし近年では、NGO のサポートにより G-1 ビザを得た後、資格外活動許可を申請する被害者も存在する。そして NGO 活動家が保証人となり、訴訟期間中の被害女性たちの就労が支援されている⁴³。

もちろん裁判が結審すれば G-1 ビザは満了となり帰国しなければならないため、現段階で被害者に安定した就労の機会が付与されたとは到底言えない。しかし NGO は被害女性たちの就労に対する切実な欲求を知っており、かの女らを帰国させることが必ずしも最善策ではないことを認識しているからこそ、限界はありながらもこれを後押ししてき

42 G-1 ビザは国内で治療が必要な患者や難民申請者、そして訴訟を抱える者への人道的配慮から発給される。最長3か月で、必要に応じて延長される [国家人権委員会 2014: 207]。

43 近年まで NGO の人手不足や訴訟支援のための業務過多などから、資格外活動の申請や被害者の就労支援まで手が回らなかったという。工場の経営者は当初、G-1 ビザについてよく知らず、フィリピン人女性の雇用を躊躇していたが、NGO の活動家が保証人になることにより被害女性たちを雇用するようになったという (2016 年 8 月 24 日、25 日、ソウル郊外において NGO 活動家へのインタビュー)。

た⁴⁴。

この取り組みは、被害者が保護された後、本国送還されるべきとするこれまでのステレオタイプを問い直し [Shin 2015]、組織的犯罪対策としての国境管理と加害者処罰に特化した反人身取引対策の限界 [Liempt 2006; Cheng 2010; Shin 2015; Yea 2015] に挑戦するという意義を持つ。つまり人身取引被害者のホスト国における治癒と就労という両立不可能とされてきた社会的要求を掲げるにあたり [Shin 2015]、「被害者」を否定し切り捨てるのではなく、その地位や権利を前面に打ち出すこと自体が鍵となっていることを示している [McLeer 1998]。

よって「被害者」の地位を求めていくことは、E-6-2 ビザを介した移住によって剥奪された労働権の要求でもあり、トレードオフの関係にあるとされてきた「被害者の権利」と「移住労働の権利」及び「エージェンシー」 [Shin 2015] の両立可能性を追求するものである。

6 結論

本稿は韓国のフィリピン人女性「エンターテイナー」の事例を通して、かの女らの「被害者性」に注目し分析を行った。まず韓国におけるフィリピン人女性「エンターテイナー」の研究をはじめ人身取引に関する多くの研究が、「エージェント」／「被害者」二元論や「被害者」を否定する言説に多くを負っていることを論じた。

本稿では主に Dahl [2009] や Stringer [2014] らの議論を参照し、「被害者」を否定する研究が論じている「エージェント」とは、個人的なサバイバルのための戦略であることが多く、むしろ人身取引という構造の中における「被害者」が隠匿されていることを指摘した。そしてフィリピン人女性「エンターテイナー」がそもそも現制度において、移民労働者としての権利を剥奪され、搾取や人身取引の被害者となってきたことを述べた。

当事者を取り巻く構造を考慮しないまま「エージェント」であることを強調し、「被害者」であることを否定すれば、結局かの女らが業主の「共犯者」や出入国管理法違反の「犯罪者」となる「二次被害」 [Stringer 2014] に対して適切に介入する術を見失うことを論じた。

具体的には、かの女らの実体のない「エージェンシー」は業主や捜査関係者によっていかに偽装され、「被害者」という地位が否定されると同時に「犯罪者」とされてきたのかを明らかにした。かの女らが日常的に経験していた業主からの管理統制において、外部世界から隔離されていたことにより、最善な方法を選択し行動することに様々な制約があったことを指摘した。

そして、被害女性に「自己責任」を要求するフィリピン及び韓国社会や、通訳者を介して自らの状況について説明しなければならないという障壁が、かの女らに「沈黙」を強い、被害を訴えることを困難にさせてきたことを述べた。

44 2016年8月24日、ソウル郊外においてNGO活動家複数名へのインタビュー。

一方、フィリピン人女性被害者へのインタビューから、「被害者」になることは自身の奪われた権利について気付き、それに対して異議申し立てを行うという恐怖を乗り越えていかなければならない能動的な過程であることも明らかになった。それは単に「被害者」否定言説が批判してきた女性の「被害者性」を盾に国家の保護を求めることに留まらず [Choo 2013; Stringer 2014]、移住労働の権利が侵害されたことに対する異議申し立てと剥奪された「エージェンシー」を取り戻すための挑戦的なプロセスでもあることを述べた。

以上の結果から、筆者は「被害者」ラベルを「可哀そう」で「受け身」という一面的なイメージで理解するのではなく、人身取引被害女性たちの現況を説明し、法的かつ社会的権利を要求及び実現していく地位として、その概念を精練させていくことを提起したい。よって「被害者」ラベルがフィリピン人女性「エンターテイナー」を周辺化し、かの女らの境遇を悪化させるという主張 [徐 2008; Cheng 2010; Choo 2013; Yea 2015] に対して筆者は異議を唱え、むしろかの女らを周辺化してきた偏狭な被害者理解を押し広げていく必要性を主張する。そして被害者を取り巻く一国における法的枠組みや社会制度を再考していくために、NGO に対する「温情主義」批判によって「脱政治化」 [Stringer 2014] されてきた抽象的な被害者言説を、具体的な社会的及び政治的課題として捉え直すことを唱える。

すなわち本稿 5-3 でフィリピン人女性が主張しているように、歌手ではなく性産業で働くことを促している E-6-2 ビザの欺瞞性を問い、かの女らが求める移住労働の機会を奪ったことに対し、公的補償の必要性について明確化することと連動している。

人身取引における「被害者」概念を、国家の保護を必要とする「弱者」という個人のアイデンティティに貶めることなく、いかに法的かつ社会的な権利要求を行うエージェンツの前提としてその範疇を再定義していくのか、具体事例や実践に基づくさらなる理論化が必要である。

<謝辞>

本研究は JSPS 科研費 JP16K02034 の助成を受け実施されたものである。本稿のドラフトは、2016 年 10 月 29 日に京都大学で開催された「セックスワーク・セミナー」と 2016 年 12 月 22 日に同大学アジア研究教育ユニット 研究員学際融合コロキウムで口頭発表した。「セックスワーク・セミナー」で発表の機会を与えてくださった主催者の田中雅一教授や、貴重なコメントをくださった茶園敏美氏と木下直子氏にお礼申し上げます。

韓国とフィリピン調査では多くの方々にお世話になった。過去 20 年間韓国で発表された実態報告書をご共有くださったキム・ドンシン (김동심) 氏、チョ・ジンギョン (조진경) 氏、ユ・ヨンニム (유영님) 氏、そしてフィリピンで出版された人身取引事案に関する判例資料や被害者に関する知見をご提供くださった Kanlungan Centre の Erwin R. Puhawan 氏と Rose Bayan 氏、そして Coalition Against Trafficking in Women-Asia-Pacific 関係者の方々に感謝申し上げます。

その他にも、韓国及びフィリピンでの研究協力者として筆者の研究調査を支えてくだ

さったパク・スミ (박수미) 氏と澤田公伸氏、韓国での捜査や訴訟過程に関する知見をご共有くださった司法関係者の方々、そして調査にご協力くださったフィリピン政府関係者の方々や韓国政府関係者の方々、フィリピン側の送り出し業者の方々にもお礼申し上げます。被害女性たちのプライバシー保護のため、残念ながらここでお名前を挙げることは叶わないものの、筆者の研究依頼を快く受け入れてくださった NGO 関係者の方々や、インタビューに応じ貴重な証言を筆者にご共有くださったフィリピン人女性の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

最後に、丁寧な批評をしてくださったお2人の査読者の方々や、編集委員会事務局の朝日美佳氏にも、感謝申し上げます。

<参考文献>

- 稲葉奈々子 2008 「女性移住者と移住システム——移住の商品化と人身売買」伊藤るり・足立眞理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』(ジェンダー研究のフロンティア 第2巻) 作品社、pp.47-67。
- 大野聖良 2010 「人身取引研究の展開と課題——受け入れ国日本における人身取引研究のために」『ジェンダー研究』13: 29-43。
- カルロス、マリア・レイナルース 2017 「フィリピンにおける人身取引と法——予防・取締りの法体制と実態」大久保史郎・橋爪誠・吉田美喜夫編著『人の国際移動と現代日本の法——人身取引・外国人労働・入管法制』日本評論社、pp.137-160。
- 徐玉子 2008 「性産業に携わる外国人女性たちの表象とエイジェンシー——在韓米軍基地村のフィリピン人女性「エンターテイナー」の事例から」『コンタクト・ゾーン』2: 71-88。
- 2011 「コンタクト・ゾーンに生きる女たち——在韓米兵相手のフィリピン女性「エンターテイナー」の場合」田中雅一・船山徹編『コンタクト・ゾーンの人文学〈第一巻〉Problematique / 問題系』晃洋書房、pp.211-236。
- 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)・お茶の水女子大学 21世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」(F-GENS) 2005 『日本における人身売買の被害に関する調査研究』報告書。
- 山田美和 2016 「「人身取引」問題の学際的研究の試み」山田美和編『「人身取引」問題の学際的研究——法学・経済学・国際関係の観点から』(研究双書 No.624) IDE-JETRO アジア経済研究所、pp.3-31。

Agustin, Laura Maria 2007 *Sex at the Margins: Migration, Labour Markets and the Rescue Industry*. London: Zed Books.

Andrijasevic, Rutvica & Nicola Mai 2016 Editorial: Trafficking (in) Representations: Understanding the Recurring Appeal of Victimhood and Slavery in Neoliberal Times. *Anti-Trafficking Review*. 7: 1-10.

Brunovskis, Anette & Rebecca Surtees 2008 Agency or Illness: The Conceptualization of

- Trafficking: Victims' Choices and Behaviors in the Assistance System. *Gender, Technology and Development*. 12(1): 53-76.
- Cheng, Sealing 2010 *On the Move for Love: Migrant Entertainers and the U.S. Military in South Korea*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Choo, Hae Yeon 2013 The Cost of Rights: Migrant Women, Feminist Advocacy, and Gendered Morality in South Korea. *Gender and Society*. 27(4): 445-468.
- 2016 In the Shadow of Working Men: Gendered Labor and Migrant Rights in South Korea. *Qualitative Sociology*. 39(4): 353-373.
- Dahl, Gudrun 2009 Sociology and Beyond: Agency, Victimisation and the Ethics of Writing. *Asian Journal of Social Science*. 37: 391-407.
- Davidson, Julia O'Connell 2006 Will the Real Sex Slave Please Stand up? *Feminist Review*. 83: 4-22.
- 2010 Book Review. *Feminist Review*. 96: e1-e4.
- Doezema, Jo 2005 Now You See Her, Now You Don't: Sex Workers at the UN Trafficking Protocol Negotiations. *Social and Legal Studies*. 14(1): 61-89.
- Hoyle, Carolyn, Mary Bosworth & Michelle Dempsey 2011 Labelling the Victims of Sex Trafficking: Exploring the Borderland between Rhetoric and Reality. *Social and Legal Studies*. 20(3): 313-329.
- Kempadoo, Kamala 2012 Abolitionism, Criminal Justice, and Transnational Feminism: Twenty-First-Century Perspectives on Human Trafficking. In Kamala Kempadoo, Jyoti Sanghera & Bandana Pattanaik eds., *Trafficking and Prostitution Reconsidered: New Perspectives on Migration, Sex Work, and Human Rights*. Boulder: Paradigm Publishers, pp.vii-xlii.
- Lee, Na Young 2006 Gendered Nationalism and Otherization: Transnational Prostitutes in South Korea. *Inter-Asia Cultural Studies* 7(3): 456-471.
- Liempt, van Ilse 2006 Trafficking in Human Beings: Conceptual Dilemmas. In Christien L. van den Anker & Jeroen Doomernik eds., *Trafficking and Women's Rights*. New York: Palgrave Macmillan, pp.27-42.
- Lisborg, Anders 2014 The Good, the Bad and the Ugly: In the Name of Victim Protection. In Sallie Yea ed., *Human Trafficking in Asia: Forcing Issues*. London: Routledge, pp.19-34.
- McLeer, Anne 1998 Saving the Victim: Recuperating the Language of the Victim and Reassessing Global Feminism. *Hypatia*. 13(1): 41-55.
- Parreñas, Rhacel Salazar 2011 *Illicit Flirtations: Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*. Palo Alto: Stanford University Press.
- Shin, Yoon Jin 2015 Human Trafficking and Labor Migration: The Dichotomous Law and Complex Realities of Filipina Entertainers in South Korea and Suggestions for Integrated and Contextualized Legal Responses. *Vanderbilt Journal of Transnational Law*. 48(3): 753-812.
- Stringer, Rebecca 2014 *Knowing Victims: Feminism, Agency and Victim Politics in Neoliberal Times*. London: Routledge.

- Wilson, Kalpana 2011 'Race', Gender and Neoliberalism: Changing Visual Representations in Development. *Third World Quarterly*. 32(2): 315-331.
- Yea, Sallie 2006 Foreign Women Trafficked to United States Military Areas in South Korea: Trafficking Processes and Victim Profiles in a Different Context. *Asian and Pacific Migration Journal* 15(4): 495-523.
- 2015 *Trafficking Women in Korea: Filipina Migrant Entertainers*. London: Routledge.
- 국가인권위원회 (国家人權委員會) 2014 (이병렬, 김영주, 박정형, 윤명희, 이해진, 홍세영イ・ピョンリョル、キム・ヨンジュ、パク・ジョンヒョン、윤・미ョン히、이・헤진、ホン・세ヨン) 『예술홍행비자 소지 이주민 인권상황 실태조사 (芸術興行ビザ所持移住民人權狀況実態調査)』.
- 김동심 (キム・ドンシン) 2006 「벌금 감경건으로 상당한 로리 사례 (罰金減輕の件で相談したロリーの事例)」 『두레방 (ドゥレバン) My Sister's Place』 26: 12-14, 한국기독교장로회 여신도회전국연합회 특수선교센터 두레방 (韓國基督教長老會女信道會全國聯合會特殊宣教센터 도울레반) .
- 김복준 (キム・ボクジュン) 2010 「외국인 여성 성매매 사건의 조사과정과 브로커·업주 처벌의 현실 (外國人女性性売買事件の調査過程とブローカー・業主処罰の現実)」 『여성과 인권 (女性と人權)』 4: 38-48.
- 김용화 (キム・ヨンファ) 2014 「성매매 처벌법 및 방지법에 대한 재고 (性売買処罰法及び防止法に対する再考)」 『여성과 인권 (女性と人權)』 11: 26-53.
- 김주희 (キム・ジュヒ) 2012 「발전과 접대의 이중주: 한국 사회의 성별화된 접대 문화와 산업형 성매매 (発展と接待の二重奏: 韓國社會の性別化した接待文化と産業型性売買)」 『여성과 인권 (女性と人權)』 8: 17-39.
- 김태연 (キム・テヨン) 2012 「사회변화에 따른 성매매 양상의 변화 (社會變化による性売買様相の變化)」 『여성과 인권 (女性と人權)』 8: 2-16.
- 남재우 (ナム・ジェ우) 2013 「국제인신매매사범 처벌 및 피해방지 대책: E-6 비자 관련 사범들의 실태 및 개선 방향 (國際人身売買事犯処罰及び被害防止対策: E-6 비자 관련 事犯の実態及び改善方案)」 『국제 인신매매범죄 처벌 및 피해방지 대책 세미나 (國際人身売買犯罪処罰及び被害防止対策セミナー)』 (세미나 發表文) .
- 두레방 (ドゥレバン) 2004 『경기북부지역 성매매근절을 위한 인식개선 워크숍 자료집 (京畿北部地域性売買根絶のための認識改善ワークショップ資料集)』 .
- 2007 『2007년 경기도외국인성매매피해여성 실태조사: 연구용역 사업보고서 (2007年京畿道外國人性売買被害女性実態調査: 研究用役事業報告書)』 .
- 문화관광부·IOM 국제이주기구 (文化觀光部·IOM 國際移住機構) 2006 (고현웅, 김재원, 김동심, 소리미, 김동령, 장임다혜コ・ヒョンウン、キム・ジェウオン、キム・ドンシン、ソ・라미、키ム・돈리ョン、ジャン임・다혜) 『외국인 연예인도입 실태조사 및 정책비교연구 (外國人芸能人導入実態調査及び政策比較研究)』 .
- 박수미 (パク・스미) 2010 「외국인 여성의 성매매 유입과정과 E-6 비자의 개선방안 (外

国人女性の性売買流入過程と E-6 ビザの改善方案)』『여성과 인권 (女性と人権)』 4: 24-37.

————— 2013 「인신매매 피해자 지원 경험을 통한 관련 제도 개선의 필요성과 중요 방안 (人身売買被害者支援経験を通じた関連制度改善の必要性和重要方案)」『국제 인신매매범죄 처벌 및 피해방지 대책 세미나 (國際人身売買犯罪処罰及び被害防止対策セミナー)』 (セミナー発表文) .

설동훈 (ソル・ドンフン) 2014 「한국의 국경을 넘나드는 성매매 여성들 (韓國の国境を越える性売買女性たち)」『사회연구 (社会研究)』 25(1): 115-162.

신박진영 (シンパク・ジニョン) 2014 「성매매처벌법 시행과 성산업의 변화 (性売買処罰法施行と性産業の変化)」『여성과 인권 (女性と人権)』 11: 101-125.

여성가족부 (女性家族部) 2011 (설동훈, 한건수, 정경숙, 박수미, 조진경, 박혜정 솔·ドンフン、ハン・ゴンズ、ジョン·ギョンスク、パク·스미、초·진기영、박·헤쥬) 『외국인 여성 성매매 실태 및 제도 개선방안 연구 (外国人女性性売買実態及び制度改善方案研究)』 .

여성부 (女性部) 2003 (설동훈, 김현미, 한건수, 고현웅, 샬리 이아솔·ドンフン、김·히ョン미、ハン·ゴン즈、코·히ョン운、サリー·이아) 『외국 여성 성매매 실태조사 (外国女性性売買実態調査)』 .

유영님 (ユ・ヨンニム) 2004 「성매매 목적의 인신매매 근절을 위하여 (性売買目的の人身売買根絶のために)」 두레방 (ドゥレバン) 『경기북부지역 성매매근절을 위한 인식 개선 워크숍 자료집 (京畿北部地域性売買根絶のための認識改善ワークショップ資料集)』 pp.53-58.

조희진 (チョ・ヒ진) 2013 「외국인여성 인신매매범죄 처벌현황 및 문제점과 대책: 예술흥행 (E-6) 비자 입국 여성의 사례를 중심으로 (外国人女性人身売買犯罪処罰現況及び問題点と対策: 芸術興行 (E-6) 비자入国女性の事例を中心に)」『국제 인신매매범죄 처벌 및 피해방지 대책 세미나 (國際人身売買犯罪処罰及び被害防止対策セミナー)』 (セミナー発表文) .

편집팀 (編集チーム) 2010 「전지구적 자본주의, 한국의 성산업, 그리고 외국인 성매매 피해여성 (グローバル資本主義、韓國の性産業、そして外国人性売買被害女性)」『여성과 인권 (女性と人権)』 4: 2-10.

한국교회여성연합회 외국인여성노동자상담소 (韓國教会女性連合會·外国人女性労働者相談所) 2002 『성산업에 유입된 외국인 여성에 관한 제 2 차 현장 실태조사 보고서: 기지촌 필리핀여성을 중심으로 (性産業に流入した外国人女性に関する第二次現場実態調査報告書: 基地村に流入したフィリピン女性を中心に)』 서울: 한국교회여성연합회 외국인여성노동자상담소 (ソウル: 韓國教会女性連合會· 外国人女性労働者相談所) .

인터넷자료

2006年9月8日 Philippine Overseas Employment Administration News Release. "POEA not sending entertainers to Korea". September 8, 2006. <http://www.poea.gov.ph/news/2006/09-4.pdf> (2017年

10月17日閲覧)

2015年6月10日 「인신매매 '피해자'가 '범죄자'가 되는 나라」 권익인권법재단「공감」 블로그 「人身売買「被害者」が「犯罪者」になる国」 公益人権法財団「共感」ブログ；韓国語） <http://withgonggam.tistory.com/1661> (2017年9月30日閲覧)

**Challenging the Denial of “Victims”:
Based on Research of the Human Trafficking Cases of Filipino Female “Entertainers” in South
Korea**

Toshiko TSUJIMOTO

Keywords : human trafficking, agents, victims, Arts and Performance Visa, Filipino female
“entertainers”, South Korea

This article challenges the binary ideas of “agents” and “victims” in the discourse of denying “victimhood” that has become visible in the fields of humanities and social sciences for the past years. Drawing upon discussion of feminist scholarship which criticizes the denial of “victims” for its affinity with neoliberalism – blaming “victims” and imposing the self-responsibility on them – [McLeer 1998; Dahl 2009; Wilson 2011; Stringer 2014], I elucidate how such discourse of denying “victims” has also become confluent with burgeoning studies of human trafficking recently.

Based on empirical case studies of Filipino female “entertainers” who have been trafficked to South Korea, I examine how the denial of “victimhood” has caused “depoliticization” [Stringer 2014] that reduces social and political agendas of human trafficking to the subjects of individual “agency” while shifting the blame onto an alleged paternalistic attitude of NGOs toward victims. I critically engage in the dilemma that although Filipino female “entertainers” have been deprived of their “agency” and “labor rights” at the institutional level, they have not been entitled to the status of “victims” and have been deported as the “accomplices” of the club owners and the “criminals” who violated the immigration laws while being misused, indicating signs of their “spontaneity” and “agency” mostly forged by the investigation authorities in South Korea [Shin 2015].

In this article, I demonstrate that the contrast of celebrating “agency” and denying “victimhood” of Filipino female “entertainers” in South Korea has blocked the path to making an accusation of the damage inflicted upon them, eventually causing “secondary victimization” [Stringer 2014] such as deportation of those women. Through careful consideration of human trafficking built upon numerous power relations, I envisage rediscovering “agency” in “victims”

and broadening the boundary of “victims” that ensures their access to socioeconomic and political rights by rethinking a narrowly defined image of victim by weakness, miserableness, and passivity. Lastly, paying attention to the pursuit of the victims for an opportunity to work in South Korea without dehumanizing themselves any longer, I demonstrate that “agents or migrant laborers” and “victims”, usually regarded as incompatible, are in fact never mutually exclusive but “victims” have agency to make claims to retrieve their deprived rights as migrant laborers.